

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成30年3月1日)

○ 中村久雄委員長

おはようございます。

それでは、都市・環境常任委員会を始めたいと思います。

傍聴の方2名みえられていることを皆さんに申し伝えます。

きょうは環境部のほうからですね。

まず、部長、ご挨拶をお願いします。

○ 川北環境部長

どうも皆さん、おはようございます。環境部でございます。

環境部でございますが、予算常任委員会の都市・環境分科会として、平成30年度の一般会計予算から平成29年度の補正予算という議案と。それから、常任委員会といたしまして、土壤汚染対策法の関係手数料条例の一部改正及び廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正の議案が二つでございます。

その後、協議会でございますが、四日市市環境計画の改定について、それから産廃事案、産業廃棄物不適正事案におけます現在の進捗状況につきまして、それから太陽光ガイドライン、太陽光発電設備の設置ガイドラインについての協議会を3本お願いできればというふうに思います。

あと一つ、所管事務調査といたしまして、過日、環境保全審議会を開催させていただいたところでございますので、それのご報告もさせていただきたいというふうに考えております。

盛りだくさんでございます。しっかりとご説明、答弁させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

## 第1条 歳入歳出予算

### 第4款 衛生費

#### 第1項 保健衛生費（関係部分）

#### 第2項 清掃費

## 第2条 債務負担行為（関係部分）

### ○ 中村久雄委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算に係る環境部所管部分について審査を行ってまいります。

それでは、議案聴取会で委員から請求があった追加資料の説明からよろしく願いいたします。

### ○ 市川環境保全課長

おはようございます。環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、タブレット端末のコンテンツ一覧から、05都市・環境常任委員会、12平成30年2月定例会月議会、03環境部追加資料をお開きください。

よろしかったでしょうか、14分の4ページをよろしくお願いいたします。

まず、私からは平成30年度のエコパートナー委託事業（環境保全課分）についてご説明を申し上げます。この事業は、第3次推進計画にも位置づけておりまして、エコパートナーとの協働で環境施策を推進し、市民の環境意識の向上を図ることを目的に実施してございます。

エコパートナーへの委託事業といたしましては、上の（1）から（3）の事業、これらの事業をエコパートナーのほうに委託して進めてまいります。また、（4）の提案事業につきましても、市が取り組みを進めております環境施策につきましても、エコパートナーへ提案を募集して審査の上、それら事業を委託してまいりたいと思っております。

まず、（1）の吉崎海岸清掃事業についてでございますが、希少動植物の保全、そして自然環境保全に関する普及啓発を目的といたしまして、市民参加により海岸清掃を月1回程度開催すること、また、年に2回程度ではございますが、海浜植物の保護のために

除草作業を担っていただいております。

また、(2)のグリーンカーテン講座でございますが、地球温暖化対策の推進や普及啓発を目的といたしまして、グリーンカーテンづくり講座を開催いたしまして、その際に地球温暖化防止に係る講座を開催しております。

また、参加者へは、ゴーヤの苗や市内の事業者からご提供いただいたアサガオの種を配布し、広く普及啓発を図っております。

また、来年度から段ボールコンポスト講座を委託し、生ごみの減量や地球温暖化対策の推進を目的に進めてまいります。この事業では、段ボールを用いた堆肥づくり講座を開催し、その際にごみの減量、地球温暖化対策防止に関する講座も開催をいたしてまいります。

さらに、(4)のエコパートナーからの提案事業を募集し、環境計画の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

今後の進め方でございますが、(1)から(3)の事業につきましては、各団体との委託の仕様や進め方につきまして、協議し契約してまいります。また、事業の進捗につきましても、委託するエコパートナーとコミュニケーションを密に図るとともに、適宜、市職員が現地に出向きまして円滑な事業の推進に努めてまいります予定でございます。

また、(4)の事業につきましては、4月にエコパートナーからの提案を募集いたしまして審査の上、3件程度の事業を委託して、(1)から(3)と同様に円滑な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

## ○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、14分の5ページ、火葬場墓地費についての追加資料、ご説明申し上げます。

火葬における残骨灰の売却がどうなっているのかということでご説明いたしますと、この残骨灰につきましては、平成21年度より入札によりまして売却を行っておりまして歳入としております。平成27年度からは単価契約による売却へと変更しておりまして、平成30年度につきましても740万円ほどの歳入を見込んでおるところでございます。平成24年度からの経緯につきましてはこの表のとおりでございます。

2番で、北大谷斎場葬祭棟の関連についてご説明申し上げます。

式場1から3までございまして、稼働率といたしましては、式場1が100人程度の規模

になりますが、ここだけは大体50%程度で、平成28年については43%という形になっておりますが、式場の2と3につきましては、6割、7割の稼働をしておるところでございます。

(2)は式場の使用料ということで、それぞれの利用料金、使用料金をお示ししております。

そして、最後、今後についてということでございますが、近年、家族葬、小規模な葬儀が増加している傾向にございますもので、さっきの(1)の式場3、ここが大体30名ぐらいですけど、ここの稼働率がふえてきておる状況でございます。

また、市内、小規模な式場を設置している業者もございまして、今後は民間の葬祭場がどのような形になっていくということについて、注視していきたいというふうに考えておるところでございます。

3番で、斎場の管理運営費の内容についてということでご説明申し上げますと、平成28年度に火葬炉のダイオキシン類調査を実施したところでございますが、この際にダイオキシン類の暴露防止対策要綱、3ナノグラムが基準なんですけど、それを大きく下回ります。0.06ナノグラムというところで数字が基準値を下回っておることを確認しておりますもので、30年度については解体に向けた設計を行っていくところでございます。

続きまして、14分の6、次ページでございますが、朝明広域衛生組合負担金の今後の見込みについてご説明申し上げます。

1番で処理量の推計ということで、朝明広域衛生組合、昭和40年にできました一部事務組合で、し尿及び浄化槽汚泥の処理をしておる一部事務組合でございますが、四日市市の推計と菰野町、朝日町、川越町の3町のそれぞれの処理量推計を1番でお示ししておるところでございます。四日市市につきましては今後、ちょっとずつ減少傾向にあるというふうに推計をしておるところでございます。

この処理量に伴いまして、負担金の見込みについて、下の2のほうでお示しをさせていただいております。

朝明衛生組合全体としては、3億四、五千万円というところで推移しておるところでございますが、そのうち四日市分といたしましては、今後平成30年度以降、2億8000万円から9000万というところでの見込みをしておるところでございます。

続きまして、14分の7ページでございます。

朝明広域衛生組合設備、現在の整備した際の経緯についてということで、ご説明申し上げ

げます。

先ほど申し上げましたが、昭和40年にし尿処理の関係で朝明広域衛生組合を1市3町で設立したところをごさいます。その後、平成25年に施設の老朽化が見込まれるところで、し尿の処理施設基本構想策定報告書が策定されまして、その中では処理能力の増強でありますとか、新施設については川越町地内で整備すること、あと対象区域を拡大すること、あと浄化槽汚泥を新たに追加して処理することなどを盛り込んだものでございました。その際に、この報告書に基づきまして、組合から川越町に対しまして現地への建てかえについて協力を申し入れ協議を重ねてまいりました。その際に、地元に対しては丁寧な説明が必要であるというご指摘をいただいたところがございます。そして同じタイミングで、川越町から地元自治会に対しまして、現地での建てかえについて協力を申し入れたところがございます。

そして、平成7年2月に生活排水処理基本計画及びし尿処理基本計画が朝明広域衛生組合の議会で報告し、理解を得ることができたところがございます。その内容につきましては、先ほど申し上げたような形で、能力の増強ということで、日量140k1から300k1にふやすこと、増強すること、建設につきましては隣接地にすること、あと放流先については北部流域の公共下水道に接続を検討することということが記載されておりました。

そして、平成7年6月に組合から、川越町の地元自治会住民のほうに説明会が開催されまして、その際には川越町長も出席をいただいて、内容について説明をしております。その際に、川越町長からも直接住民の皆さんにお願いすることで、建てかえ方針について理解を得ることができたところがございます。

そして、平成8年6月に新施設に着工いたしまして、平成11年8月に竣工したところがございます。

続きまして、14分の8、資源物の持ち去りについてでございます。

まず、現状について、現状の対策等でございますが、(1)で通常時ということで、通常時は2班4名体制で、毎日地域のパトロールを行っておるところでございます。もちろん被害が多いところありますとか、市民の皆様から情報を多くいただく集積場については強化するような形で監視を行ったりしております。

そして、警察との連携ということで、今年度につきましては実績上2回でございますが、早朝からの監視等を行っておるところでございます。そして、パトロール強化週間の設定ということで、通常8時半から本庁を出発しておる毎日のパトロールに加えまして、昨年

29年9月から、毎月1週間ではございますが、朝7時から8時半まで早朝7時からのパトロールを実施しておるところでございます。

2番で取り締まりの状況ということで、各年度の指導件数、警告書、禁止命令、あと告発の件数をお示ししております。今年度は6件の告発まで行うことができたところがございます。

3番、他市等との連携ということで、これまでも各県外の市町でありますとか、県内の市町と連携を図って情報を共有しながら対策に当たっておるところでございます。

そして、今後についてでございますが、住民、もちろん住民の安全が第一でございますので、通常から行っております2班4名体制のパトロールについては、当然実施してまいりますし、警察とも連携も図ってまいりたいと思っております。あと、先ほど申し上げました早朝のパトロールについても、継続して行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、14分の9でございます。粗大ごみの戸別有料収集の制度の実績についてでございます。

まず、制度についてということでございますが、ごみの集積場に出すことができない、1mを大きく超えるような粗大ごみ、たんすなどの家具でありますとか、健康器具のような大きなものにつきましては、有料収集ということでご家庭の玄関先に出していただければ収集を行うというものでございます。

制度といたしましては、2番で、平成14年の1月にスタートしておりまして、その際には1回1点当たり1050円、そして1回申し込みで5点まで収集するという形でありまして、23年の10月には1回当たりの申し込みで5点から10点、平成26年4月は消費税の上がりということで1080円ということで変更しております。

収集の実績ということで3番でお示しをしておりまして、近年は収集は8000点を超える収集を上げておりまして、1点当たりの経費につきましては、23年に3000円を切っておりまして、その後は2000円代で推移をしておるところでございます。

続きまして、14分の10、不法投棄監視カメラの設置場所及び効果ということで、まず1番で四日市市内のどこに設置されておるのかという概略の図をお示ししておりまして、下でどこのまちに設置しておるかをお示ししております。

そして、効果は、2番で記載させていただきましたが、不法投棄、この23カ所全て不法投棄が設置するまではかなり多うございましたが、このうち11カ所については平成28年度

の不法投棄件数がゼロ件ということで、監視カメラの抑止効果というのが相当あるのではないかというふうに考えておるところでございます。

続きまして、14分の11、四日市市クリーンセンターの運営・維持管理業務についてでございますが、まず、ごみ量の見込みでございますが、平成28年度、四日市市クリーンセンターで焼却をしたごみ量につきましては、約10万400 t弱のごみを焼却場処理したところでございますが、当初施設整備時に立てておりました計画処理量が9万3000 tということで、約1万 t、9964 t、20%多い状態になってきております。このごみ量が当初計画より多くなった理由といたしましては、やはり分別がわかりやすくなったということと、破碎処理施設が併設されたということによりまして、大きな、粗大ごみが一時的にふえたことなどが原因ではないかというふうに考えておるところでございます。

平成29年度のごみ処理量につきましては、今現在のところ約3%弱ということで推移をしております。

平成30年度につきましても、草の搬入を控えていただくとか、そういったことでの対策を講じまして、3%減程度の見込みを立てておるところでございます。

そして、2番で運営費の増ということでございますが、それぞれ増加している量、原因につきましてご説明申し上げますと、まず、(1) ごみ処理量のところということで、約7900万円ということで、先ほどのごみ処理量がふえておると、計画処理量を10%上回っているという状況の中で、熔融炉の安定した操業を運用していく中で、補修工事を本来は平成30年度にする予定であった補修工事を前倒しするというものでございます。

委託契約といたしましては、契約の中にあります入札説明書のリスク管理方針書におきまして、計画量のごみ量が多い、計画ごみ量を超える場合におきましては、それぞれの経費について運営者側が市に請求することができるというふうに記載されておりますので、その分をいたしまして、7900万円。

続きまして、コークスの高騰ということで、およそ3300万円ということで、これにつきましては、単価が29年度はトン当たり669円でありましたものが、今年度は1012円ということで、1.5倍ほど値上がりをしております。コークスを含めて全ての経費につきましては、物価指数が1.5を超える場合、上回る場合については、上限ですね、増減する場合は、こういった改定の対象になるというふうに記載されておりますので、今回大きくふえるものでございます。

続きまして、(3)、14分の12ページでございますが、当初計画での修繕計画を立てて



おるものでございますが、その中でもやはりごみ処理量が多いという中で、補修工事等を前倒し……。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

済みません、失礼いたしました。

もともとの年次修繕計画がございまして、もともと平成29年度に計画しておりましたものと、平成30年度に計画しておりました修繕につきまして、毎年同じものを修繕するものではありませんもので、その中で排ガスの処理施設でありますとか、燃焼ガスの冷却装置ボイラー、破碎物磁選機の整備などが今年度、平成30年度実施する中で6900万円ふえるというものでございます。

あと最後に、(4)で溶融飛灰処理量の増でございまして、これにつきましてはごみ処理量が増加したことで溶融飛灰の処理量が昨年、平成29年度は2900 t ぐらいで考えておったものが大体3100 t ぐらいになるであろうということで、処理量をふやす中で1200万円の増という形になっております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより委員の皆さんからご質疑をお受けいたします。

ご質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

○ 三木 隆委員

当初予算資料の126ページ、吉崎海岸観察路整備事業なんですけど、この観察路の改修と旧東屋の移設をした場合のこの配置図ですか、審査には影響しないんですけど、配置図があれば後日、資料としていただきたいんですけど。

○ 市川環境保全課長

わかりました。ございますので、資料出させていただきます。

○ 三木 隆委員

よろしく申し上げます。

○ 中村久雄委員長

じゃ、資料のほうお願いして。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

できたら、追加資料のほうから先で、よろしく願いいたします。追加資料のほうから先に、質疑をお願いいたします。

○ 中森慎二委員

14分の4のエコパートナーの委託事業に関してちょっとお尋ねします。

これは、その委託先はエコパートナーに登録されている団体に限るということですか。

○ 市川環境保全課長

そうでございます。

今現在、50団体弱が登録いただいておりますので、その事業者をお願いをしていくというものでございます。

○ 中森慎二委員

進め方のところで、各団体と委託の仕様を協議して契約するとなっておりますが、具体的にはどうということですか。

○ 市川環境保全課長

例えば、(1)でございましたら、吉崎海岸清掃事業ということでございます。若干、説明はさせていただきますけれども、月1回どのようにやっていくんかと、もちろんこの事業は平成28年度から……。

○ 中森慎二委員

いや、事業の中身はいいの。どうやって契約するのかというのを聞いている。

○ 市川環境保全課長

仕様書というのがございますので、その仕様書の中身をエコパートナーの事業者と協議して、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 中森慎二委員

だから、どうやって契約するのかって。

○ 市川環境保全課長

仕様書の中身には、例えば各地区市民センターで事業を行うといった内容もございまして、そのあたりをどのように市と連携を深めて事業を推進していくかといった中身のほうを、この仕様書の中で議論して進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 中村久雄委員長

傍聴の方、1名入られています。

○ 中森慎二委員

だから、どうやって契約するのって聞いている。契約方法はどんなのかって聞いているの。

○ 市川環境保全課長

例えば、講座の事前準備とか講座の当日の準備、片づけとか講座の運営等もございまして、そのあたりを役割分担も含めまして、事業者のほうがどのような役割を担っていただくのか、また、市がどのようにしていくかというところを、委託の中で業務委託という中で結んでまいりたいというふうに考えてございます。

○ 中森慎二委員

だから、その業務委託の契約方法はどのようなものかって聞いているの。意味わからない。委託契約、どういう方法で契約するのかって聞いている。随意契約なの、一般競争入札なんですか。

○ 市川環境保全課長

ここの（１）から（３）に関しましては、ここの団体と、エコパートナーの団体と随意契約で済ませていただくというところでございます。

○ 中森慎二委員

４番はその提案内容によって変わるから、その提案の方と随意契約するということですか。

○ 市川環境保全課長

提案いただいて、我々が審査した後に、環境に対する活動に関しまして、随意で契約をしていくというところでございます。

○ 中森慎二委員

次、14分の5の火葬場の残骨灰の売却についてなんですが、平成27年からは単価による売却ということになったということなんですが、そうすると、例えば1kg当たり幾らというような単価契約を結んで契約をしているということですか。

○ 伊藤生活環境課長

平成27年度からは、キロ当たり900円少々で契約をしておるところでございます。

○ 中森慎二委員

その契約方法はどのような手法なんですか。単価は決まったけど……。

○ 伊藤生活環境課長

入札により決定しております。

○ 中森慎二委員

だけど、単価は900円で決まっていたら、数量が出たらみんな同じ値段になるじゃない。

○ 伊藤生活環境課長

まず毎年度、大体、どれぐらいの量が出るかというのをお示しをした上で、その中で一番単価の高いところに落札をしていただいておりますという状況です。

○ 中森慎二委員

結局、単価というよりも総額で決まるということじゃないの。

単価契約というのは、1kg幾らって決め込んだ部分でという話になるわけじゃないの。

○ 伊藤生活環境課長

単価契約ですので、毎年度、大体これぐらいという、総量は当初お示しをする中で落札をしていただく業者さんのほうも、大体それぐらいの量ならばこの程度の単価で落札をする、札を入れることができるということで、応札をいただいておりますという状況で……。

○ 中森慎二委員

それは、1円入札を防ぐという意味ですか。1円入札を防ぐためにそういうことを取り組んだということですか。

○ 伊藤生活環境課長

1円入札は処理をする側の話であって、これは売却をする話ですもんで、一番高いところを決めていただいておりますという状況です。

○ 中森慎二委員

平成29年度は、平成28年度から数字出ていないけど、何者応札があったんですか。

○ 中村久雄委員長

応札件数。

○ 伊藤生活環境課長

平成27、平成28年ともに8者、応札に来ていただいております。

○ 中森慎二委員

わかりました。またその資料ちょっと下さい。

それと、この売却なんだけど、人骨そのものは、受けた業者さんは貴金属、金属系を回収する目的だと思うんだけど、主にはね。遺骨そのものはどう処理をされているというか、最終の確認は誰がどういうふうに行っているの。

○ 伊藤生活環境課長

金属類を抜いた後で、その業者の手によりまして、お願いしておるお寺のほうで埋葬していただいておりますという状況でございます。

○ 中森慎二委員

それは課長が立ち会うかどうかは別にしても、職員は見に行っているんですか。

○ 伊藤生活環境課長

残念ながら、今現在、見に行ったことはございませんが、ただ報告書という形ではいただいております。

○ 中森慎二委員

平成30年度予算にも関係するんだけど、この残骨灰の処分についていろんな考え方あるんだけど、そういう金属回収というのも一つの考え方で、市の財源に還元するんならまあいいんじゃないかというのもあるんだけど、最終的にこの遺骨がちゃんと処分される、処分という言い方は悪いかもわからないけど、処理されるということまで含めての最終的なところまで、やっぱり金属回収を行政が進めているのであれば、そのところをちゃんと明確に、どういうふうに行われたのかということまで確認する必要がある、私、あると思うんですよ。それが書面で全部オーケーという話、どんな書面なのか一遍ちょっと出してください、それもね。そういう部分も含めて、最終的な対応までの確認というのはどうなっているのかと。産業廃棄物であれば、レセプトでしたっけ、そういうのがあるだけけれ

ども、そういうものではないのでね、人骨なので。そういうところを含めての処理がどうなったのか、ちょっとこの後でも結構ですので、委員会中に出してもらえますか、教えてくださいませんか。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 伊藤生活環境課長

出させていただきます。

○ 中森慎二委員

それから、もう一つ済みません、14分の10、不法投棄の監視カメラの部分で、一番下段のところ、23カ所全てにおいて不法投棄は減少しており、11カ所において平成28年度の不法投棄はゼロ件だったということで、11カ所については、まあ十分、ゼロなのであれなんだけど、ほかの12カ所については減少なので、なくなったわけではないわけですよ。それはどういうレベルなんですか。

○ 伊藤生活環境課長

この11カ所については確かにゼロでございまして、それ以外につきましても基本的には数件、一番多いところが14件ということでございしますが、それ以外につきましても大体1から5件ぐらいの間、昔、よく不法投棄されるという話の中で、よく白物家電みたいな形で不法投棄されておったものがございしますが、そういったものではなく、もっと細かいといいますか、袋にぽいっと捨てられる形でのごみがふえたということで、件数はこのような形ですし、量的にも減ってきておるという状況でございまして。

○ 中森慎二委員

効果がないわけではなくて、効果が出ているということなんだけど、例えば12カ所については、例えば不法投棄監視カメラをふやすということで、効果を高めることはできないんですか。そういうものではないんですか。

○ 伊藤生活環境課長

監視カメラにつきましては、毎年1基ずつ予算をお認めいただいております、その中で順次整備をしていっておるところでございます。

○ 中森慎二委員

いや、だから、それは新たな設置場所の拡大でしょう、既存の部分で、防犯カメラをつけたけどゼロにはならないという箇所において、例えば1カ所何台ついているのかちょっとわからないけど、例えば1台のところを2台、3台にふやすことによって、その効果を高めることはできないのかということを知っている。

○ 伊藤生活環境課長

今まで1カ所につき1基しかつけてきていなかった状況でございますので、正直なところ検討した経緯はございませんが、そういった部分についても検討してまいりたいというふうに思います。

○ 中森慎二委員

だからどうしても1カ所1台だと死角が出るから、捨てるほうから見たらカメラに映らないところ、昼間見に行っておいてカメラに映らんとところに放つたらいいわという話になればゼロにはならないよね。だから捨てられる可能性の高いところだからこそ選定されたわけで、その分、新たに増設していくことももちろん大事なんだけど、既存の設置したカメラ台数をふやすという考え方を持たないと、なかなか12カ所についてゼロの方法に近づくことになっていかないんじゃないかなと思うんだけど、そこら辺はちょっと平成30年度の予算は新たなことしか……。

このカメラの設置予算って入っているんですか、この平成30年度。それは何カ所何台。新たな部分なんですか、それは。

○ 伊藤生活環境課長

毎年1基ずついただいております、設置につきましては不法投棄のパトロール班がおりまして、不法投棄が多い箇所を選定する中で設置をずっとしてきた経緯がございます。ですので、集中的に、なくなっていないところについて、新たにそういった形で新規につ



けるというのは十分可能というふうに考えております。

○ 中森慎二委員

平成30年度、新たな設置場所も含めてなんだけど、既存の不法投棄や減少しがたい、設置したにもかかわらず余り減っていないところを重点的にふやしていくとか、そういうことをちょっと考えていただく必要があるんじゃないかと思うので、これはちょっとお願いをしておきたいと思います。

私のほうは以上です。

○ 中村久雄委員長

資料2点出たと思いますけど、よろしくご準備お願いします。

○ 川村幸康委員

最初に、エコパートナーのやつなんだけど、吉崎海岸とかこの三つは委託というんやけど、もともとやっておったところに委託事業を渡すということ。

○ 市川環境保全課長

エコパートナーシップ推進事業といいますのは、平成28年度から新たに創設させていただいた事業でございまして、吉崎海岸、グリーンカーテンに関しましては、それ以前にも事業としてやっていただいております、市民の方々に啓発も含めて、温暖化防止も含めてやっていただいております。

○ 川村幸康委員

あれ始めるときも私ちょっと聞いたんやけど、委託事業にするということは本来、市がせなあかんことをこの人らにしてもらおうということなんやろう、海岸清掃は市がするということなの。というのは、委託ってなると私、補助金かなと思っておったので、根づくまでの、足らんとところの部分の。だけど、委託事業ってなると行政がしかなあかんことになって、1年、2年は委託して、補助金の一応、考え方は3年とか周期を持って終わるといふことやったのに、委託事業にするとこれからずっと行政が、このお金は毎年このコストをかけてやっていくということになるという考え方にいつ変わったんかなと思って。

それと今、聞いておって思ったんやけど、例えば新たに参入した団体も出てきたときにどうするのかなと思うと、委託事業の考え方と整理をどうやってやって、それも随契となると、そこの団体の下請をずっと市役所はしてもらおうということやろう。どっちかという初めは任意で自然発生的にボランティアでやっておったグループが、ボランティアじゃなくなるやろう。そこらの考え方が整理してあったんかどうなのかがあんまりようわからんで本番のときにもう一遍きちんと聞くけど、派遣業というか委託事業をすると市は口出せへんやろう、委託業というのは。請負業になるで。そうすると、少しこれは、あなたら、勉強してへんの違うかなと思うておるで、この乗せ方の予算の上げ方はあかんのと違うか。俺は経験があるでな、ほかで。これ、市の職員、何も言えやんで、こうなると。そうすると、まるっきりお金丸投げやね。

せやで、助言、指導とかはできやんわけや、市は。何しよう。ということがあるで、一遍それを、今、即答できやんのやったらきちっと調べて、派遣業やら請負業に詳しい人をちょっと一遍、これは手続上、整理しておいてほしいなと思うたのが一つ。

それから、粗大ごみ、14分の9、これ、予算書には粗大ごみの手数料は900万円と書いてあるのやな、手数料収入は。経費は2500万円ぐらいかかっておるんやけど、これとこの内訳ってどういうふうに合わさるんかがあんまりよくわからんもんで。昔は3万点ぐらい出てくる予算で組んでおったと思うんやけど、粗大ごみが年間。今回やとこの数で、900万円の収入がある。収入はな、手数料で、粗大ごみがあつて。経費が2500万円ぐらいやつたかな、かかっておるのだけど、それもう一遍ちょっと、それがわかるように、説明じゃなくて紙で書いてくれへん。これやとわからんのやわ、収集数がふえたり、1件で1点やろうけど、多分これ恐らく1000円やで足らんのやわ、ちょこっと2000円ばかり足らんで、まとめて払っているところがあるのか、どういう払い方なんかなど思ったりしたし、1個当たりのコスト計算もこれやと合わんなど思ったので、900万円の实入りに対して2500万円やと。だからもう一遍これ、きちっと資料を昼ぐらいまでにつくってくれるとありがたいなと思って。

以上です。

## ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

今の資料ですけど、昼までにできます。

○ 川村幸康委員

説明つくなら口でもええよ。そうやけど、どう見てもこれ計算合わへんやろう。

○ 中村久雄委員長

説明、いいですか。

○ 伊藤生活環境課長

まず、委託経費ということでございますが、粗大の戸別収集事業ということで、2500万円ほど予算をお願いしておるところでございますが、そのうち一番多いのが、やはり収集する経費でございますが、それが1850万円ほどございます。あと、受け付け業務ということでお願いしておりますのが、大体510万円ほどございます。それ以外に売りさばき手数料ということで、コンビニでありますとか、そういった手数料ということで大体90万円ほどお願いしております。そういったものの経費が合わさって2500万円ほどの事業費になっておりました、歳入といたしましては約910万円ほどを計上させていただいております。

○ 川村幸康委員

経済効率すると40%ということやな。2500万円で900万円しか入らんということは、40%の経済効率や。

○ 伊藤生活環境課長

個数を計算するに当たっては大体、毎年、今ここでお示ししましたとおり大体8000点を超えるぐらいで来ておりますもので、この8000点余りを元2500万円で割り込みをしますと3000円を切るぐらいの値段という形でお示しをしておるところでございますが、収入につきましてはコンビニさんとかに売ったときの額がそのまま歳入として上がってくる形になりますもので、1件売ったときの1080円がそのまま歳入というふうな形で上がるわけではありませんもので、実際のそのときに使った1080円の部分と売り込んだ部分の金額とはずれが、タイムラグが生じている形で、予算といいますか実態としてはあるのかなというふうに思っております。

## ○ 中村久雄委員長

説明でよろしいでしょうか。

## ○ 川村幸康委員

当初の出発のときからやっぱり工夫は要るなと思うておったで、新たな事業をするときは。これ、もう15年ぐらいやろう、コンビニに売らんとセンターで売るとか、センターの仕事なくなってきておんのか。

それは別にして、1個当たりのコストというよりも、本当に効果があるのかないのかよくわからんのかやわ、8000点ってあんたら言うておるけど。だからそこらの見きわめがないと、当初は3万個やったのに、これ1000円じゃなくて2000円か3000円になったらもっと減るやろう。減らんのか、どうなんやろうな。だから予定の3分の1、5分の1になっておるんやで、コストはその分かかるんやで、コスト合わせようとするやわな、倍、2.5倍ぐらいせなあかんわけやな。

どう考えるかやで、いつもそういうことを考えながら予算を組んでおるのかどうなのかが、あんまりようわからんで。ないよりはあったで効果があったって見ておるかわからんけど、当初それは1個1万円かかっておったときから見たらましって見るか、今でも粗大ごみで利用する人はあれやし、ごみ置き場まで放りに行っておる人は税金使わんと捨てておるといふ話の世界で、どう見るのかなと思つてな。

## ○ 伊藤生活環境課長

確かに効果という面で見にくい部分があるかなというふうにはございますが、ただやはり、置き場に出せないもの、一応1mを超えるものにつきましては、基本ごみ集積場には出すことができないという形になっておりますもんで、その際には、この有料収集の制度を使うか、ご自分がクリーンセンターまで、工場のほうまで持ってきてもらうか、もしくは業者に頼んで有料で持って行ってもらうかというふうな形になるわけでございますが、もともと制度を始めた平成14年の際には、やはり過大な目標数字があったようには聞いてはおりますが、現状といたしましては、平成23年に5点から10点に1回当たりの申し込み件数をふやしたということで、これにつきましては委託業者との協議も重ねながら、1回5点ですと、もう一回次の週に申し込むというふうなこともあるやに聞きましたもので、倍の10点にすればもっと収集といたしますか、市民の皆さんからご利用していただきやすい

ような制度にできるんじゃないかということで、制度を改正した部分でございます。今後とも高齢化でありますとか、そういった部分を考えますと、なかなか持っていきにくいようなもの、ご自分でクリーンセンターまで持っていくような部分が難しいものもございまして、この制度についてはやはりそれ相応の効果というか、メリットはあるのかなというふうには考えておるところでございます。

## ○ 川村幸康委員

よそで見てきたときは、やっぱり民業にやらせておるところが多いんやな、民間業のほうがあいんや。点数にもよるし、電話したらすぐ来るでな。育たんのやわな、こんなんやっておると。よその市町村で民にやっておるところで、私のところでも民間業者に頼んでおるけど、取りに行ってもらおうの。安いところもあるんや、これで。今、役所が税金投入して、少し税金投入で1回の処理コスト高うなっても、それ、値ごろ感出して、税金で使ってやっておるといふところと、そういうところがあると、民間業者で粗大ごみやなんか扱って回収しようとする、だんだんなくなっていくし育たんで、やっぱり民業とのあれを考えながらやらんと。極端なこと言うと、行政のほうがこれを2000円か3000円に上げたときに、市民は多分民業のほうがあいと思ったらそっちに行くしな、そっちやと電話したらすぐ来てくれんのやで。

だから、どう考えるかやろうね、そこらをもう少し仕組み的に、粗大ごみがあったらええなって、使っておる人こんだけおるで否定できやんところはあるのやけど、実際には民業がやっておるところの部分があるのに、それをなかなか。朝早く来るわ、言う。夜遅うとか。民間業はやっておるわ、ほとんどが。そこらが育たんで、やっぱりちょっと行政も、ある程度やったら役割終えていこうかという考え方は非常に必要やと思っておるので、そういうことのこと言っただし、大谷斎場のこの件についても大きい葬祭場のところが稼働率が43%か、あとが67%、70%ということやけど、小さけりゃ小さいほどええということやで。

だから、そうやって見ると、民間の葬祭場が小さいのに今、シフトは五、六年前から全部改装しておるのやわな、ふじやさんやああいうところらでもな、小さいのばっかりに。そうやって考えると、行政的にはこの事業からそろそろ撤退していてもいいのか、別のほうにサービスを特化していてもいいのか。俺なんか、霊安室が足らんと思っておるので、霊安室のほうに行政はやったほうがええなと思っておるけど、今、霊安室がないで。

だから、そういった意味でいくと、大きな葬祭場やったらもう民間業者かなりできたで、どうするのやということの考え方を見ながらやっぱり行政はどっちかという、前年対比とか昨年対比とか、結局ずっと継続していくで、見直しを図られやんでな、逆にいうたら真ん中なんか本当にプライスダウンしたってもええと違うの。極端なことを言うたらもう5割切っておるんやでさ。遊ばせておるほうが多いわけやろう。半分遊んでおるのやで。

だから、やっぱりそうやって見やんと、前なんかやと、十五、六年前やと電話してもとれませんわというのが多かったのに、今やあいておるんやで、やっぱりどう見るかやに、これは。だから、もう一遍きちっと予算立てしてくるときに、ちょっと考えやなあかんわ、今、きょう言われておるところだけではなくて、また次の年も昨年対比やら前年対比で部内調整したり、部外調整したりしておるのやろうけど、利用実績やら生きた税金の使い方しておるんかという視点を考えていくと、なかなか役所は流れが変化しておっても少しゆっくり目で動くで、やっぱりそれがちょっと税金の無駄遣いやでな、考えて。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。貴重なご意見いただいたと思います。その件は、今後の環境部の考え方の宿題というところで理解しておりますけど、よろしいでしょうか。

あと、収集実績についての資料は、今の説明でもういいですか。

#### ○ 川村幸康委員

いいですよ、なかなか出せやんのやろうし、苦しい出し方をしておるんのやで。

#### ○ 中村久雄委員長

あと、大きなエコパートナーの委託なのか、その辺の宿題は、昼からやったら考え方というか、きょうは出ませんよね、大きな問題やでね。

#### ○ 川村幸康委員

例えばヒント言うと、人権プラザがあったときに、人権プラザの中に市の職員もおったんやけど、人権プラザの中の事業を委託事業でNPO団体に任せたわけや、そうすると今度、逆に言うと人権プラザの職員、ここで言ったら吉崎海岸とあなたたち環境部の職員やわな、環境部の職員がこのグリーンカーテンとか段ボールとか吉崎海岸の人たちにこれせ

いあれせいとは言えやんわけや。多分知っておる人は知っておるわ、ちゃんとそれが、言えやんのや。

そうすると、本来役所がやらなあかん仕事を、委託事業というのは、この人らにかわり  
にやってもらわねえやろう、そうやけど、俺からするとこの事業ってボランティアでやっ  
ておったのを、何か足らんとかちょっとした手助けや。補助金っぽいんやろう。だから、  
変な話、集団回収の補助金も、奨励金か何かに変えたやん、あれ。前はあれ補助金やった  
でさ。補助金というのでは似合わんでって言って、委託金か委託回収奨励金か何かに変え  
たんやけど、だから委託事業ってなると、考え方は本来、役所がやらなあかんグリーンカ  
ーテン講座とか段ボールコンポスト講座は役所がやらなあかんやつをとことなんか、  
吉崎海岸の清掃もな。市役所がせなあかんことなんか、どうなんやって考え方がやっぱり  
あるで。

#### ○ 中村久雄委員長

答弁できますか。

#### ○ 市川環境保全課長

大きな委託事業とか、委員がおっしゃってました派遣とか補助の違いという、ちょっ  
とそこまではわからないんですけども、ただエコパートナーシップ推進事業の考え方と  
申しますのは、あくまでも四日市市内にも今までも環境活動団体がたくさんおみえにな  
りました。やはりその方にも今後、担っていただきたいという事業もたくさんございます。  
まずはその環境活動団体のまず裾野を広げて、なるべく多くの方々の市民の意識啓発、考  
え方、改革も含めまして変えていただきたいというところで、やはりそのようなところ、  
このエコパートナーに担っていただきたいというところで、吉崎海岸の清掃に関しまして  
も海浜植物、ハマヒルガオとか貴重な植物もたくさん四日市唯一の砂浜海岸でございませ  
う。それを活用して、そののところに市民の憩いの場として来ていただきつつ、なおかつ市民  
力も活用いたしまして、もちろんその場で環境の講座もしていただきながら温暖化の大  
切さ、またごみの減量も含めたところを担っていただきたいというところで今回、位置づ  
けさせていただいたというところでございます。

#### ○ 川村幸康委員

そうしたら普及啓発のチラシ代とかそんなこと、何に使うの、これ、そうしたら。例えばこれ年間14回やけど、掃除してもろうたで使うの。何に払うの、これは。例えば1番目の(1)やと。月1回やろう、普及啓発で普及はもうしておるやん、あそこで吉崎海岸で。啓発もしておるん違うの。たくさんおるんと違うの、人が。あの人らに普及啓発は大事やよということ意識啓発するわけ。

#### ○ 市川環境保全課長

これまでもたくさんの、もちろん方々に清掃活動もご協力いただいてやっていただいております。ここの委託事業に関しましては、たくさんのごみを集めていただいております。そのごみを集める費用とか、もちろん環境学習を行います教材的なものをつくったりする費用にも使っていただいておりますし、そのさまざまな事業費をここでお支払いしておるといところでございます。

ただ、もう一点、吉崎海岸清掃事業に関しましては、県の補助事業にもなっております。このうち約6割程度、県単の事業でいただいております。活用させていただいております。

#### ○ 川村幸康委員

それじゃ、ボランティア事業やったらボランティア事業でそれはあれなん違うの、ボランティアなんと違うの。ごみ集めにお金、有償で払っておるといってボランティアにならないで。

だから、役所がそういう民間ボランティア、今まででも根づいておったところへ妙な形でのお金の関与をすると、本来あった趣旨と変わるやろう。例えば清掃活動に来てお礼に何かするということやと、委託事業なのかようわからんのやさ。これ、補助金ならようわかるんやけど、俺は。

#### ○ 中村久雄委員長

確かに委託でとおっしゃるところは、これもちょっと市民協働の考え方のまた大きな観点から考えていかなあかんかなという問題はあります。

#### ○ 川村幸康委員



よその、ここのせっかく根づいてきておった団体がけんかさすから、俺らもそうしたら清掃活動行くわって団体出てきたら、ややこしい話やでな。さっき中森さんが聞いた最初の随意契約というのを前提にしておるのはわからんでもないんやけど、委託事業なのかな、補助金なん違うかなと思って。結局、弁当代とかそんなんと違うの、これ。普及啓発やら教育教材費にそんな100万円もかかるか。

○ 中村久雄委員長

ちょっと待ってください。一旦、まず仕様書があるんですよね、それを見せていただければもっとわかりやすくなるかなと思うんですけど。

一旦休憩しましょうか、休憩してちょっと説明の準備をお願いします。

それでは、10分休憩します。11時10分まで。

11:01 休憩

---

11:09 再開

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか、それでは、再開いたします。

インターネット中継再開してください。

それでは、先ほどの川村委員の質疑の答弁からお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

エコパートナーへの委託事業についてでございますけれども、仕様のほうでしっかりと事業者と連携といいますか、約束事を詰めてまいりまして、事業を効率的にとといいますか、そのような方向でしっかり対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 川村幸康委員

全否定ではないんやに、ただ、やっぱり考え方が安易やで、もともとボランティアで吉崎海岸の清掃をしておった人はおるはずやし、グリーンカーテンでも好きでやっておった人もおったはずやし、いろんな方々がそうやって自発的にやっておった中でいくと、そこ

へ行政が委託事業という形をとって委託していくと、せなあかんことになるんやわな。事業やで、今度は仕事になるわけやろう。そうすると本来あってボランティアとか、市民協働のありようという中でいくと、少しやっぱりゆがめていくんで、やっぱり特に環境というのは大事というのはわかっておるのや、誰もが。それに対して行政が携わる中でいくと、環境教育や普及意識啓発はもう子供のころにしたほうが効率がええんさ、税金では。極端なこと、そっちに特化してな。環境教育を充実させたほうが。大人になってからやるというやつはなかなか難しいで、だから、それはそれで少し環境教育に意識啓発やったら、私はやっていったほうがええし、大人になってからやっているやつというのは、自発的にやってもらうものやで、基本的に行政が委託事業ということよりも、何かしらやっぱりこれは行政ちょっとお金も出さんと、経費もみんなボランティアに出さすというのもあれやなというのに対しては、補助金か何かの形で単発的に、通年ではなくてこのときはちょっと要るよねというのは補助事業で出してあげるのはいいんやろうけど、そうでないと、もともと市民のほうで協働意識があって公がやることかわからんけど、自分らが好きでやっておったというやつに対して行政がその領域まで入っていくということは、森市長が言うていることと反しているのやで、これ。あの人も、共助は言うておるわけやでさ、公約の中でも。それから言うと環境部のこの出してきておる事業というのは、少しやっぱり考え方の違いから方向性も間違っていくで、ええ目が出るんやったら俺、言わんのやわ、これは悪い目が出ていくわ、全部。言葉はパートナー事業って格好ええけれども、基本的にはやっぱり崩していくね、形を。やっぱりもう一遍、これはあるべきもとに、この1年かけて戻して、きちっと。出してやらなあかんもののやつ、例えば海岸にウッドデッキか何か打ったんか。あんなんは行政で費用出してやっても何にも、市民の人も納得すると思うけど、それ以外のことまであれもこれもになっていくと、市民協働の形は変わっていくで、特に選ぶ選定が事業団体が1カ所になると硬直してしまうでな、これは。三つも四つも団体があって、それぞれで回していくというならまだわかるけど、それもないんやでな。そうするとちょっとありようがおかしいで、きちっとそこらは考えてやるべきやな。もう意見で。

## ○ 中村久雄委員長

これはもう次年度への宿題ということで、市民協働の考え方もありますし、やはり行政が何をすべきかというところを、ちょっとまた明確にしていっていただきたいなど。また

来年度、都市・環境常任委員会でもその辺はしっかりご意見やったりウォッチしていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、ほかのご質疑に移りましょうか。

## ○ 伊藤修一委員

資料を用意していただきましたので、14分の6、朝明広域衛生組合負担金はもうパッケージになっておるので、これについて今さらどうこうというわけではないんですが、この出してもらっている資料を見ながら見ていくと、平成30年度の私の四日市のほうで、3億円近いお金を出していくことに対して、今後の見込みをこの資料で見ていくと、四日市の搬入量も減っていくし、3町の搬入量も減っていくし、全体の搬入量も減っていくんだけど、四日市の負担金だけがふえていくという、この不思議といえば不思議なんだけれども、これも決まったことやでって行政はそう思っているわけだと思うんだけど、やはりこういう状態をやっぱり問題提起していくのも議会じゃないかなと。いわゆるもっとコストを下げられないか、もっと安くできないかとか、いろんなことを将来的なことも検討していくのもこの予算の常任委員会の場のあるはずやと思うのね。だから、組合議会があるんだからとか、この負担金は決まったものだから、出さざるを得ないものだからとか、そういう話にはやっぱり、予算の常任委員会とはそういうことでは済まんのかなと思うんやわね。

もう一つ、14分の7かな、7見ると、昭和40年スタートというと、昭和40年の組合議会のスタイルが、今これ、もう何十年と要は40年も50年も同じスタイルで、朝日町2人とか川越町2人とか、年に2回やるとか、みんなが集まれとかそういうふうなことの、やっぱり慣例に基づく議会のあり方なんかも、本当に行政3町で相談しておるのかどうか不思議でしょうがないんやわね。ここに常任委員会の中で朝明行っていない人も当然おるので、ちょっと話がずれるかわからんけれども、この間の朝明の組合議会で組合長の森市長が、今後も組合議会はずっと継続していくことを決定しましたと、これは決定事項ですとえらい力いっぱい言うてもろうたんやけれども、お客さんもおるところやでね、あんまりそんな失礼なことはどうかなと思ったもんで、決定事項のその根拠は何なんかというと、朝明衛生はあそこ建てるときに永遠に川越町が朝明衛生にかかわることが担保されておるとおっしゃってみえたわけで、じゃ、この14分の7の資料で、その川越町に骨を折ってもらったのはわかるけれども、永遠に永久にそういうふうな川越町の関与というのがどこに担保

されておるのちょっとわからんで、教えてもらいたいなと思うんやわ。

そういうふうな2点、ちょっと一回考え方を聞かせてもらえる。

### ○ 北住環境部理事

理事の北住です。よろしくお願いいたします。

先ほど伊藤委員からご質問ありました、まず2点目になると思うんですけども、川越町がかかわっていくという件ですけれども、資料のほうにも書かせていただいたんですけども、14分の7の平成7年6月に組合のほうから地元の自治会のほうへの新しい今の施設の建てかえについてご説明させていただいております。この際に川越町長も、この説明会には同席をいただきまして、川越町長のほうから、町としても、当然、町議会としてもかかわっていくので理解をいただきたいというような発言をされたというふうに伺っております。そういったことから、地元の自治会さんとの関係というのは非常に大事になってまいりますので、川越町としてはそういう発言をされたということで理解をしております。

(発言する者あり)

### ○ 北住環境部理事

申しわけございません。

負担金ですけれども、負担金につきましては現状、経費のほうはかなり削った中で、節約した中でやらせていただいておりますというところなんですけれども、消費税の改定とか、そういったこともありまして、負担金全体も若干、この資料を見ていただきますとふえていくような状況になっています。それに伴いまして、市の負担金のほうも若干ふえていくというような状況かと思えます。

### ○ 伊藤修一委員

すると14分の6のところの資料で見ていると、これは消費税のせいでこれだけ負担金額が出ておることやけれども、朝明衛生の負担割合というのは5%は分担金というか、ノルマが課せられておるで、95%のは従量制だから、要は100%に近い、もう水洗化率持っておる朝日町や川越町は、今後災害があったときに頼むなというような一つの保険みたいなもんで、菰野町ももうあと5年、10年で搬入量も半減してくることがわかっておるわ

けです。そうすると残っていくのは当然、大きい処理量を搬入しておる四日市が全体の負担金というか、経費を持っていかざるを得ないわけね、従量制だから。

だから、私たちは今思うておるのは、全体も四日市も減っていくけれども、四日市が払う負担金だけがふえていくのは、この方向性で間違いなのか、将来に向けてもっと検討すべき余地はないのかとか、だから組合議会だけにこだわることは全然なくて、もっと別の方法なり、直接四日市が委託で全部処理していくとか、何らかの形で考え方もあるんじゃないかと。だから、川越町が町議会としてかかわりたいっておっしゃってみえた、もっとかかわる別の方法であっても、組合議会以外でもあると思うよね、一部事務なんやら消防でもごみでもいろんなことでも、四日市といろんなかかわり方を持っておるわけで。なぜ朝明衛生組合議会、昭和40年のこのスタイルを維持することを決定しましたと組合長が言えるのかどうか。それは逆に言えば組合員に対して、また議会に対しても軽視になるんやね。その組合長がそうやって決定しましたことは言えるかどうかって、不思議で仕方がない。

14分の7のところの、平成7年6月に先ほど、そうやって川越町の町長さんが川越町の町民さんにこうやって言うたということがおっしゃってみえるんやけど、言うたんやったらここに書かなあかんし、書けやんの違うの、これ気楽に。町長さんがどこで公式な場で言うたかどうかわからんけれども。でも、そういうことを引き合いに出して、そういう大きなパブリックな場で言わせるようなことは、ちょっとやっぱり不信を感じるようなこともあるんやね。そういうことも含めて、今後のあり方についてもっと真剣に考えていかないかんのと違うやろうか。その辺はどうです。

## ○ 北住環境部理事

2月2日の組合員の議会の場におきまして、組合長である市長のほうから発言をさせていただいたものについては、決定したというのは、1市3町の首長が集まって今後の方針を決定したということでの内容を説明させていただきました。その内容については、説明でもありましたように、当面の間この一部事務組合を維持していくことが望ましいというような決定をさせていただいた、そのような説明をさせていただいたというふうに理解しております。

## ○ 伊藤修一委員

それでも、議会があってやっぱり組合長なり首長さんたちがみえるわけで、四日市も四日市の組合議員もおるし、四日市が市議会として送り出している以上、負担金も払っている以上、市議会としてのやっぱりそういう協議の場を持って決定するとか、そういう発言をされるべきなんじゃないかなと。これも議会軽視という言い方はするのがちょっと当てはまるかどうかわからんけれども、だから決定したからこれでいくということにみんなが追従していくのが、そういう議会の制度なんかどうか、その辺はどう考えたらええの。

## ○ 北住環境部理事

1市3町の首長で、そういう方針でいきたいという表明をさせていただいたわけですので、今後、例えば議会の場で議員さんからそういう発言をいただくとか、そういうことはあるのかなということ、執行部側の方針としても、そういう方針であるというような説明はさせていただいたということでございます。

## ○ 伊藤修一委員

だから川越町さんにご配慮いただく部分については、それは配慮していただくことはあってもいいんですが、やはり組合議会、または市議会にもやっぱりそういう丁寧な説明をしてから、そういう決定事項なり、こうあるべきなんや、こういくんやということも言ってもらう分にはもう結構やと思うんですが、文句があるといったら、言いたいことがあったらまた後から言うてこいみたいな、そういうふうなことが本当に紳士的なルールなんかという。

私たちが言うておるのは、四日市の負担金がこれからまだまだふえるんと違うかと、消費税の関係でふえたんやと言うておるけど、ほかの搬入量が減っていったら、当然四日市の占める割合はどんどんふえていくわけやから。そこら辺のシステムを見直そうと思ったら、やっぱり組合議会だけに頼らんとほかの方法も考えるべきじゃないかなと。今までは日永浄化センターでも1系統はし尿処理しておったわけやし、これが1系統しないということで、朝明衛生でもういただいておりますわけやけれども。でも、ひよつとすると、第4系統でもある程度の技術的な、そういうふうなカバーをしたら、し尿の受け入れもできるかもわからんし、また法律的なある程度課題とか、そういうことも考えていったらクリアできる問題もあるかわからない、平場に議会と一緒に話し合う、そういうことをやらなあかんのと違う。

14分の7のページの平成2年のときに、放流先として公共下水道を検討することと書いてあるけど、これはいったいどんな意味なの。公共下水道にも放つてもええということを書いておるわけやろう。だから、そういうふうなことでいろんな可能性やいろんな方法を考えていくべきと違うかということを書いているわけや。今現在は、包括業務委託って、40年前の組合とは全然スタイルも違うわけや。私らが行って審議しておるのは議会費の20万円と臨時の職員と、それと税理士さんに委託したお金だけや。みんながそれだけ集まってや、年2回集まって、そんなセレモニーと違うで、本当に実のある議会と違うんと違うかということを書いているわけや。

だから、包括業務委託入れるときには賛成しておるのやで、別に悪くないわ。今までそんなちっちゃいことを組合議会いじくることなかったわけやで、これはええことはええけれども、そうしたらこれも全体を見直す必要があらへんかと、そういうふうなことを、何でみんな議会として話し合いをちゃんとしていくような俎上を理事者側から持たなあかんのと違うかって言っているの。

## ○ 川村幸康委員

伊藤委員が言うておる前から言うておって、前の市長はそれに前向きに取り組むようなスタイルでいっておるものやと思ったら、この間の発言はだから私はびっくりした、どっちかという。それまで前の市長は、迫ってもものりくらしりやったけど、最後のほうで私が厳しく言ったら、隣の町長さん方もうんうんってうなずいておったで、これはある程度決心して、ある程度やり方改革するんかなと思うておったら、急にもとに戻っていったで、だから、それは感じておるやろう、あんたらも。俺もっと前から思っておったで、これに。大分前の市長がゆっくりしておったで、これはもうやらなあかんでって言ったときに、課題と書いていますというのを2年ぐらい続いたもんで、課題も2年続いたらもうあかんでって言ったら、本当にやるんかなと思っておったで。思っへんだ、そうやって、答弁聞いておるやろう、前市長の話も含めて。

そうすると今回の件は、どっちかという、方向が変わったなと思うたで、やっぱりちょっとさっきの言っているところの本質的なことやで。一部事務組合では無理やわ、もったきちとせんとさ。みんな感じておることで、反論、組合議会みんな誰もなかったで、なのにこの間の話ではね。何やこれ、また十五、六年前の話に戻っていたやんかと思っへ。

○ 中森慎二委員

最近、一部組合に行ったことないですけど、包括業務委託しているのもちょっと知らなかったですが、伊藤さんおっしゃった放流先として公共下水道を検討するというのは、朝明衛生処理場で処理した水は、また公共下水道に入れておるんですよ、二重処理しておるわけですか。それやったら第4系統で1系列回して、ここもう潰してしまったらもっと経費が要らない話になるんで。だから、それができない理由が何なのかあるならもっと明確にせないかんし、菰野からも、もう第4系統、日永持ってきてもらったらええじゃないですか。

だから、そういう話をもっと建設的に実際に理事者の皆さん方が提案をして、議会に、四日市からそれはやっぱりこうすべきじゃないかというふうな、それじゃ負担金だって減る可能性あるよ、川越での処理場を維持していく金と、日永の第4系統でというのは無茶苦茶安くなると思います、それは。だから、そこんところやっぱり、各町さんも負担金減る話なら、長年川越町でお世話になったけれども、そういう時代になってきたということの説明したらいいんじゃないかなと思う。だから、無理やり別にこの形態のまま維持する必要があるんなら別やに。だから、それはやっぱりちょっとそういう時期に来ているんじゃないの。僕は常々そう思っていたけど。

○ 中村久雄委員長

答弁ありますか。

○ 北住環境部理事

各委員からご指摘いただいて、ごもっともだと思います。確かにし尿については減っていくのは間違いないことですので、今後、これから処理の仕方、朝明で絶対せんらんということはないものですから、下水に入れていくということも出てきていますので、そういったところも関係部局と今後、検討していきながら、すぐというのはなかなか難しいかと思いますが、検討した上でまた議会のほうにもご相談させていただいて、各1市3町の中でも協議して、検討していきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

それでええんですけど、伊藤さんの腹の虫がおさまるかどうかの問題やと俺は思ってい



るんをやけど。でも、やっぱり期日を持って1年ぐらいで、経済性も含めて、日永の第4系統で処理したらどうなにかと、今の川越で維持したらどうなにかということの比較論ぐらいはやっぱり出してきて、目標を持ってやっぱりそれに対峙していかないかと思えますよ。その結果がどうなのかについては議論する場所が必要やけど、何もなしで維持するんですわという話にはやっぱりならないと思うので、委員長、やっぱり委員会のあれとして一遍、委員長報告に盛り込んでいただいて、朝明衛生組合の将来像についてちょっとよく考えるということを一遍、提示してもらったらどうですかね。

伊藤さん、こんなことでどうですかね、よろしいですね。

#### ○ 中村久雄委員長

伊藤委員のおっしゃることは、四日市として意見をまとめて、1市3町でそこへ投げかけると。今は1市3町の市長さん町長さん集まって、今回ああいうふうなコメントが出てきましたけれども、決定すると。というのももっと、四日市としての意見を反映できる場がないかということやね。

#### ○ 中森慎二委員

委員長、それはいいんですが、ただ、議会にちゃんと事前に報告して、データでこうなんですよというのをやっぱり事前に示して、3町の首長さん同士はもう維持すると言っているんやったらそれはそれを覆すための議会としての考え方を持たんと僕はいけないと思うので、そういう意味での情報提供をちゃんとしろということをお願いしていきたいと思います。

#### ○ 中村久雄委員長

伊藤委員もおっしゃっていましたが、あの場でなかなか、一部事務組合の中では厳しいことやで。

伊藤さん、それでよろしいですか、その辺のことをしっかり委員長報告に盛り込むというところで。

#### ○ 伊藤修一委員

もうあとは組合議長おるで。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、ほかのところでご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

これにこだわらず。これ、今……。

○ 中村久雄委員長

追加資料なければ、これにこだわらず、後でまた戻ってもいいですけども。議案、一般会計予算全般でお願いします。

○ 諸岡 覚委員

当初予算資料の124ページの地球温暖化事業のところの、一番下のほうの（3）の中小企業省エネルギー設備うんたらというやつ。平成31年までとするということになっておるんですけども、省エネ機器の普及も進んできたから平成31年で終わりますよという説明なんですけど……。

当初予算資料124ページの地球温暖化対策事業費、普及も進んできたから平成31年までとするということなんだけれども、進んできたと言い切る根拠というのは何かデータがあるんですか。何となくですか。それとも、普及率こうこうこうだという市内の企業のデータがあるんですか。

○ 市川環境保全課長

普及が進んできた根拠というご質問をいただきましたけれども、明確な根拠というのはございませんで、国のほうもC O P 21の合意を受けて、さまざまな低エネルギー型の電化製品も普及をしてございます。各電機メーカーもそうですし、国自体がそのような方向で動いておるといっての中で、L E Dもそうなんですけれども、もう数年後には製造そのもの自体もしないというような方向も決まっておりますし、そういった意味で低エネルギー型の電化製品が普及してきているというところで今回、見直しをさせていただきたいという考えでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、今、企業に対して、設備更新に対して補助金を出しておる、2900万ですか、ことし。それが31年度で終わりますよということの周知徹底というのは、どうやってされていくのですか。要するに、企業に対してもう補助金は31年度で終わりますよということを教えておいてやらずと、向こうサイドとしては32年に設備更新しようと思うておったら、えっ、もうないのみたいな、そういう話も出てくるんやけど、どういう感じでされるおつもりですか。

○ 市川環境保全課長

予算、議会が終了いたしましたら、もちろん新エネルギーも含めまして、中小の事業も含めまして4月以降募集をかけさせていただいております。その募集の中でこのような、今年度に関しましては上限4分の1の200万円といったところを周知、それとあわせまして、今回、予算のほうお認めいただけましたら、平成31年度で終了するというところも記載しながら、今後、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○ 諸岡 党委員

それはわかりました。

ちょっと話、飛びまして一つ上の(2)のところで、スマートシティ構築に係る調査、研究を進めるということで300万円の予算があるんだけど、これ、もう少し具体的にどんなことをするんですか。

○ 市川環境保全課長

今年度、環境計画を見直し作業を進めてございます。その中で、新たにスマートシティ構想というのを章立てて、位置づけて推進をしていこうというふうに考えてございますけれども、中心市街地、ここにも記入させていただきましたけれども、まちづくり施策、都市機能誘導施策というのも市全体で進めておる事業でございますので、そういったところと連携を深めまして、温暖化対策にも寄与していただこうというところで、調査、研究をより具体的に進めてまいりたいというところでございます。

○ 諸岡 覚委員

その趣旨、目的はわかるんだけど、その調査、研究自体は何をやるんですか。

○ 市川環境保全課長

まちづくり誘導施策というところで、都市整備部なり政策推進部のほうが進めてございます。その施策とあわせまして、環境部を、例えばBEMSとかHEMSとかいった、電気の見える化でございますけれども、そのようなことをして、より効率的なエネルギー活用という調査、研究をしていきたいというところでございます。

○ 諸岡 覚委員

だから、というところの調査、研究という、その調査、研究って具体的に何をするのかなっと思うて。要するに書籍で調べるのか、調査、研究というものの具体的なイメージがわからん。何をするのか、調査、研究って。変な話、これが必要でこうこうこうなんだって理屈は今どき、環境省でも何でもデータで全部出してくれておって、こうやるべきでこうやったらこうなるよというのは大体、資料を見たらわかるんやけれども、その上でさらに突き抜けた形で、四日市が何を調査、研究するのかなと思っ。

○ 中村久雄委員長

どういう形でということかな。

○ 市川環境保全課長

例えば、オフィスビルとかマンションというのが、特に中心市街地にはたくさんございます。そのところがどのような電力需要供給をしておるのか、より低エネルギー化するためにはどのような、エネルギーの活用も含めまして、利活用をしていければいいんだというところもあわせまして、調査、研究をさせていただきたいというところでございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、ビルの管理会社とかマンション経営者の協会とかいろいろあるけれど、そういうところと連携をとりながら、現在、熱エネルギーのようなことをやっているんだみたいな、そういう具体的な現地調査を行っていくと、そういうイメージですか。

## ○ 市川環境保全課長

これ、コンサル会社に基本的には委託させていただきたいというふうに考えてございますけれども、省エネ法というような法律もございますので、例えば省エネ法では年間1500k1以上の重油換算能力でございますけれども、そのような燃料を使っている事業者は国のほうに届けるような責務もございますので、特に大きな燃料消費をしている事業者に対しまして、調査をしてより効率的なエネルギー活用が中心市街地全体で回るような仕組みづくりも何か考えられるのかということも含めまして、調査、研究をしてまいりたいというところでございます。

## ○ 諸岡 覚委員

わかりましたというか、余りわからないけどもういいです。

もう一点だけ、別件で、ごみ収集及び適正処理についてというところで、資料の122ページ、ちょっとこれに関連するということでお聞きしたいんですけども、例の資源ごみの持ち去りありますよね。その持ち去りの状況というのは対策もずっとしてもらっていますけれども、例えばこの1年ぐらいで件数がふえたとか減ったとか、ちょっと近年の状況をどうなっているのかなと思って、教えてもらえませんか。

## ○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤でございます。

現在の持ち去り行為者の状況ということによろしいでしょうか。実際に持ち去られた件数そのものを比較できるような資料というのは、正直なところはございません。ただ、実績ベースではございますが、我々、市の行政回収の中で資源物の中で特に紙ということで限定させていただきますけれども、紙につきましては平成27年度、平成28年度の実績ベースでいきますと、余り量的には変わっていない。平成27年度が大体、紙で2200 t ぐらいを行政回収しております、平成28年度は1900 t ぐらい、平成29年度の見込みですけれども1900 t ぐらいという形で、紙類は推移するのかなと。あと、よく持ち去られております飲料缶以外、我々その他金属と呼んでおりますけれども、それにつきましては大体1200 t 弱ぐらいで推移をしております、量的には余り変わっていないのかなというふうに思っております。ただ、行為者自体も我々、職がないからこういうのに走っているというふう

な、接触をする中でそういったことも聞いたりしますもので、あえて職をあつせんするわけではないですけれども、ハローワークでありますとかそういった部分を紹介して、やめたりとか、あと、外国人の方ですので国へ帰ったりとかというのを聞いてはおりますが、ただ、逆に新たに参入といいますか加わったりとかというのがございまして、人数的にはやはり十数名ぐらいはおるのかなというふうには思っておりますが、持ち去り行為自体は大体朝の6時半ぐらいから午前中、10時、11時ぐらいまでずっと当該地区をぐるぐる回っておるといような状況が続いておるといふふうには認識しています。

○ 諸岡 覚委員

例えば市民、地域住民の方から市への通報みたいな、今、これ取っていった人おるよとか、そういう通報の件数というのはどうなんですか。

○ 伊藤生活環境課長

伊藤です。

通報件数につきましては、お示しいたしました追加資料の14分の8のほうで、平成28年度が317件ということでご報告はさせていただいておりますが、正直なところ、数年前と比べると通報いただいている件数はちょっと減ってきているのかなという数字になっております。

○ 中村久雄委員長

ほか、よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

122ページ中なんですけれども、8のごみ減量化、資源化の推進についてというところで、スマートフォン用アプリのさんあ〜るについて書かれているんですが、これ、さんあ〜るってどれぐらい四日市の方が利用しているかという統計は、ソフト会社から出してもらえるんですかね、四日市という集配地区を選択してくれている。

○ 前川生活環境課課長補佐

前川でございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと今、手元に正確な数字は持っておらないんですけども、アクセス数というのはカウントはできるようになっていまして、それで、今、3000件を超えておるといところまではつかんでおります。それで出せる、件数の把握はできます。

#### ○ 樋口龍馬委員

これ、目標としてはどれぐらいというのは、普及を図るって書いてあるもので、指標は持っているんですかね。持っているんだったら何件ぐらいを目標にしていくのか、教えてください。

#### ○ 前川生活環境課課長補佐

目標値で何件を目指すというところの目標値を特に定めておるわけではありませんけれども、基本的には四日市市民の方でスマートフォンを活用されてみえる方、全ての方が利用していただくのが一番いいというふうにはもちろん目標として持っておりますけれども、なかなかこの分別の方法見たりとかする、スマートフォンそのものを、ちょっとご高齢の方だとスマートフォン自体を持たんというふうな方もいらっしゃるしまして、なかなか一部難しいところがあるのかと思いますけれども、説明会だったり、あるいは施設の見学会であったりするときに、しつこいぐらいこれを皆さんに見ていただいて、その場でインストールしていただくというふうな形で現在アクセス数をふやさせていただいておるとい、そんなような取り組みを今、進めておるところです。

#### ○ 樋口龍馬委員

今、取り組みの中で施設の見学等を行った場合というふうにあったんですが、ほかに普及していく筋道というのはお持ちなんですかね。

#### ○ 前川生活環境課課長補佐

ホームページへの掲載、それからチラシをお配りしたりとか、今度1年間通して見ていただくごみ収集日程表というのがお手元に配られます、各世帯に配られます。その一番上にQRコードまで載せさせていただいて、こういうのがありますよというふうなことで、目にとまるような形でお配りをさせていただく。今のところ、そういった啓発を進めてお

るところでございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。頑張ってください。

続いて、よろしいですか。

125ページ、クールチョイスなんですけれども、これ企業、団体に広く募るというふう  
に、賛同する企業、団体を広く募るというふうには書かれているんですが、内  
容と、この目的中の広く企業、団体を募るところというのは、どうやって関連させ  
ていくのかなという。

○ 市川環境保全課長

まず、4月に入りましたら、早々に市長みずから、四日市市がクールチョイス宣言とい  
うのをさせていただく予定にしております。その記者会見の中で、企業、各団体に賛同を  
募りまして、より広くクールチョイスの連携というところで募ってまいりたいと。また、  
事業に関しましても、連携した事業もそれに関しまして進めてまいりたいというふう  
に考えてございます。

○ 樋口龍馬委員

国庫支出が大きい環境省主体の事業なので、乗っかっていけるところはあると思  
うんですが、市長が宣言したところで、一体クールチョイスって何やねんというところ  
から入って行って、わけわからんまま、何となく市が主体的につくった事業がぎなぎな  
なとされてしまうのではないかなという懸念があるわけですが、もっと具体的にク  
ールチョイスってどんなもので、どんな企業をターゲットにして、どういう活動を  
示してほしくて、企業がサービスを提供するのか、企業がクールチョイスに沿った  
運動を行って広げていくのかとか、いろいろ考え方あると思うんですわ。当初予  
算として上がってきている以上、1年間で終結していくので、もう少し具体的  
な話が欲しいなと思うんですが、そのあたりいかがですか。

○ 市川環境保全課長

ただいま委員のほうから国が推奨しておるといようなご意見もいただきましたけれど



も、まさしく国のほうがこの補助メニューも設けていただいております。その補助メニューを市としても活用、300万円のうち事業費を250万円、国のほうからいただいて事業実施をしていきたいというところではございますけれども、やはり地域の生活スタイルとか、また、ライフスタイルに応じてより広角的にかつ参加しやすいような取り組みを推進してまいりたいというところで、企業みずからも、やはり今、さまざまな環境活動もしていただいておりますので、先進的な事例なんかも紹介させていただきつつ、場合によっては工場見学もさせていただくような形で、なるべく幅広い市民の方らにもご参加をいただいて、環境の大切さというところを周知徹底させていただきたいとうふうに考えておるところでございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

今、昨今エアコンの設定温度も、果たしてチーム・マイナス6%に寄与したのかどうかという疑いの声も出てくる中で、四日市市の市長が宣言を行うと、四日市市は何するんですか。

#### ○ 市川環境保全課長

四日市市のエネルギー政策といたしまして、もちろん環境計画にも位置づけさせていただいていますし、市役所編というところで燃料消費量とか削減というのの取り組みを全庁的にはやっていきたいというふうに思っておりますし、また、クールチョイス宣言の中では、やはり企業なり団体が参加いただくパイプ役となって、市民参加型のイベント等も通じまして、チラシの配布もそうなんですけれども、そういった取り組みを推進していくというところでございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

宣言して全て終わりみたいなイメージを受けてしまうので、今回の予算審議で国のメニューに従う中の話なので、四日市として賛成していくとか反対していくとかってあんまり合わない事業なのかもしれないですけど、ここに特出しして上げていただいている以上は、宣言して終わりにならないということだけは、ちょっと約束を今、この場でしていただいて、次の質問に移りたいなと思うんですが。

## ○ 市川環境保全課長

もちろん宣言するだけではなくて、やはり市民参加型協働によります温暖化の啓発というのをしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。

## ○ 樋口龍馬委員

クールチョイスという言葉がわざわざ出てくるぐらいですから、今までどおりの環境への取り組みをしていってそれがクールチョイスにはまっているんだというのは絶対やめていただきたいというのを重ねてお願いして、126ページもちょっとあわせてよろしいですか。

先ほど、三木委員のほうから資料請求もあったところの、吉崎海岸の観察路整備事業なんですけれども、これ、ハマヒルガオの群生地ということもあって、珍しいというふうには聞いておるんですが、例えば国なんかからハマヒルガオの群生地として何かの認定をいただいて、本当に珍しいのであれば、その後の整備等についても支援を受けられるというようなものはないのか、調べたことがあるのかないのかからまず教えていただいていた方がいいですか。

## ○ 市川環境保全課長

希少動植物として絶滅危惧種に指定をされております植物が3種類ほどございます。そういう植物を市としても市唯一の砂浜海岸でございますので、それを残していくとともに、やはり砂浜でしか生育できませんので、やはりそこでしか見れないというところで、しっかりとした自然保護という観点で進めてまいりたいという意図でございます。

## ○ 樋口龍馬委員

違って、市としてやっていただくのを阻害するわけでもないし、推奨したいんですけど、それほど珍しいものなんであれば、国や県から何らかの指定をいただいて、今後の環境保全の上で、補助や助成をいただく、そういう支援の策に乗っかれるような指定を受けられないものなんでしょうかというふうにお尋ねをしているんですが。

## ○ 市川環境保全課長

四日市市にとっては、非常に貴重な砂浜自体がございませんので、貴重な植物なんです

けれども、全国的に見るとやはり砂浜地がたくさんございますので、そこへ行けばある程度見れるような、ただ絶滅危惧種に指定されておるといのは、動物も植物もたくさんございますので、四日市市が特別にというところはちょっと難しいのではないかなというふうに考えてはございますが、そのあたりはちょっとどうなのかというの、ちょっと県のほうにも聞いてみたいというふうに思っております。

#### ○ 樋口龍馬委員

私も漏れ聞いたところなので、正確には把握していないところなんで申しわけないんですけど、このハマヒルガオが自然群生をこれだけしているということが珍しいんだよと大学教授のほうからの指摘というか、教えていただいたという話も地元の方から聞いたりもしますので、本当に群生が珍しいのであれば、その群生しているということ自体を売って、何らか景観的なもので指定を国や県からしてもらえば、応援してもらえる部分もあるのかなというふうに思ってお尋ねしたところですので、本当に珍しいのかどうかということをまず判断していただいて、担うようなメニューが国や県にあるのであれば、ぜひ申請をしていって、指定していただくというようなことも取り組みの中に入れてもらうと、ますます吉崎海岸の保全の事業に対して市も意欲的にかつ、国庫であったり県費であったりというものを使えるのではないかという思いからの質問ですので、ご理解いただいて、一応調査してみてください。お願いします。

#### ○ 市川環境保全課長

一度、調べさせていただきます。

#### ○ 中村久雄委員長

お願いします。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

一旦、ここで昼にしましょうか。

#### ○ 中森慎二委員

午前中お願いした資料、昼から出てくるということでいいわけですね。

○ 中村久雄委員長

はい。

ここで昼休憩にしますけれども、午前中、当初に中森委員から資料請求のあった火葬の残骨灰、8者の入札がわかるような資料と、委託業者が出てくる報告書を見せてくれということですね。それは昼用意できますか。午後、それを用意していただいて、一旦、昼休憩。

1時再開でいいですか、お願いします。

11:58 休憩

---

13:00 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、午前に引き続き、環境部の審査のほうから入ります。

まず、午前中に出了た資料請求の資料は出ていましたので、そちらの説明のほうからお願いできますか。入札のほうから。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤です。

午前中に資料請求いただきました火葬残骨灰の入札の関係の資料と、あと、報告書についてお配りをさせていただきました。

入札の明細書ということで、1枚目につけております8者のほうにお願いしまして、2者は辞退となりましたが、1社、2番の業者でございますが、ここが結果的に今年度につきましたは落札をしておる状況でございます。

そして、めくっていただきまして、平成29年度の供養祭ということで、平成29年11月6日に永福寺というところで、場所は愛知県の豊橋市のほうでございますが、そちらのほうで供養がなされまして、めくっていただきまして、右側に賢居禅院というところで、こちらが最終的に残骨灰の埋葬地になっております。

そして、もう一枚めくっていただきまして、永代供養書ということで、永福寺のほうから出させていただいております、最後のページが最終埋葬地のあかしということでいた

だいております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明いただきました。

一つずついきましょうか。

では、これで質疑を。いいですか。

○ 中森慎二委員

この1枚目の単位は何なんですか、607というのは。607円なんですか。

○ 伊藤生活環境課長

済みません。キロ当たり607円でございます。済みませんです。

○ 中森慎二委員

そうすると、2番の場合はキロ当たり825円で、一番高い入札だったという理解でいいわけですか。

単価で決めると言ったけど、市のほうは算定しているものは何かあるんですか、目安となるものは。九百幾らって言ってみえたものは何なんですか、それは。

○ 伊藤生活環境課長

市のほうで単価を決めさせていただいているわけではありませんが、総量として、毎年これぐらいの火葬残骨灰が出るよという数量を示させていただきまして、結果といたしまして、これプラス税、825円掛ける消費税が入りますが、その金額で落札をいただいておりますという状況でございます。

○ 中森慎二委員

0円というのは何なんですか。価値がないというふうに見たということですか。

○ 伊藤生活環境課長

ゼロ円なら引き取るということでの応札です。

○ 中森慎二委員

わかりました。

すると、年間、何でしたっけ、1万tでしたっけ。1000tでしたっけ。

○ 伊藤生活環境課長

追加でお出しした資料の14分の5ページでございますが、その中で引き渡し量がここ数年は大体9tから10t当たりの推移になっております。

○ 中森慎二委員

その9tから10t当たりというのは、誰がどこではかっているんですか、量を。結局、その排出量掛けるこの単価になるということでしょう、支払い価格はね。

○ 伊藤生活環境課長

まず、残骨灰が出ますと、市の中で、まず、袋に入れまして、それを業者が、自分の会社といいますか、事業所に持ち込みまして、その際にはかっているという状況でございます。

○ 中森慎二委員

市のほうではかかっていないわけですか。

○ 伊藤生活環境課長

はかっておりません。

○ 中森慎二委員

それはまずいんじゃないの。排出量がちゃんと管理されていなければ受けたほうがもっと少ない、別にそんな悪質な部分で言うっておるわけじゃないんですよ。一般論として、排出量が市のほうでちゃんと計量されていなければわからないじゃないですか、それは。例えば、極端に言えば、半分ですわと言われて何の反論もできないんじゃないの、はかって

いないのなら。

○ 伊藤生活環境課長

大谷斎場のほうに、計量を、はかるものがないというのがまずあるんですけども、最終的には業者のほうからも計量報告を受けておるだけといいますか、計量報告を受けておる状況でございます。

○ 中森慎二委員

それはちょっと改善すべきですよ。例えばはかりが、例えば1 t袋が一遍はかってみて、これをいっぱいになればこれぐらいになるんだという目安をちゃんと持つとか、それが何個出ていったから、トータルどれだけですよというものを、何かそういうことはつかまらないんじゃないんですか、体系的に。1 g、2 gの話ではないので、そんなことを言うつもりは全くないけど。

○ 伊藤生活環境課長

委員おっしゃられるとおりの部分でございますので、その点十分改善等していきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

それから、供養の話で、写真もつけてもらってあるんですが、平成29年度に出た残骨灰がこのお寺さんに納められたというものは、どういうふうに担保されているんですか。もちろん、この永代使用の部分の契約は、永代供養書というのはもちろんこの業者さんに出ているのはわかるんだけど、当該年度の――例えば10 tでしたっけ――がここに受け入れられたというの、どう確認をしているわけですか。

○ 伊藤生活環境課長

事業者のほうでまず金属等々を抜きまして、その後のどれだけ金属類を除いたかということ自体は報告を受けてはおらない状況でございます、それは向こうの事業活動に係るものでいただいていないというふうに考えておりますが、事業者のほうで、四日市市だけじゃなくって、ほかの市町からも集まってきた残骨灰と一緒にした上で、このお寺さ

んのほうへ、永福寺さんのほうへ運ばれておるといふうに聞いておるところでございます。

○ 中森慎二委員

そのところは四日市が契約を交わして、金属類といったって、10 tのうち1 tもあるわけじゃないので、希少金属なんでもっと少ないですよ。だから、ほとんど残骨灰そのものじゃないですか。そんな金が1 tも出るわけじゃないでさ。わかり切った話。だから、そのところは、業者さんがほかの市の火葬場の残骨灰と合わせてここに埋葬されたとしてもですよ、四日市から出ておる10 tが本当にここに埋葬されたのかどうかというのは、これは大事なことじゃないの。だから、その業者さんがトータルで30 t納めましたというのが、そのお寺さんからの何か立証するものが出てきて、そのうちの10 t分が四日市なんですということ、少なくともそういうことでないと、全く無責任な話になっているんじゃないですか。途中どこかに行ってしまったという話になってもいかん話じゃないですか、これは。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけないです。そういった点で確認しておりませんもので、今後そういった部分について確認等々を行ってまいりたいと、そのように改善を考えてまいります。

○ 中森慎二委員

今、この残骨灰を売却している根拠は、1993年の最高裁判決をもとにやっておるわけですよ、四日市市は。そうじゃないの。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、そのとおりでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、自治体は責任と裁量に従って、それを業者に処理を委託することができる。遺骨や金属などの分別をしてリサイクルすることができ、金属はリサイクルして換金した後ですよ、遺骨は供養するということをおっしゃっているわけですよ。だから、その最後



のところ、重要金属だけは売却して収益を得たけど、あとの残骨灰についての処理が、ちゃんと最後まで見届ける責任は行政にあると思うんですよ。それができていないというのが全くだめな話だと私は思うんだけど。

今のできていないこともちょっと僕は考えられないんですが、そのような。希少金属だけいただいて、後のことは知りませんみたいな、無責任な委託になっているんじゃないですか、売却に。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけございません。確かに最終確認といいますか、そういった形で、どれだけお寺のほうへ行って最終埋葬されておったかということについて、市の中で確認をしていなかったという点については申しわけない話だと思います。ですので、今後、その点については改善をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

きょう出していただいた資料も、別に疑っているつもりはないけれども、じゃ、これが本当に四日市に該当する供養だったのかどうかって、それもわからんわけでしょう。豊橋市の供養だったかもわからんじゃないですか、これ。いや、うがった見方をすればですよ。だから、それはやっぱり、どうやって確認をするかということも含めて、一度また報告をいただけませんか。

○ 伊藤生活環境課長

また確認の仕方ではありますが、一式ちょっと検討させていただいて、報告のほうをさせていただきます。

○ 中森慎二委員

結構です。よろしくお願いします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは……。

○ 川村幸康委員

これって、いつから売却するんだって。今までゼロやったよね、四日市は。いつからやった、これ。

○ 伊藤生活環境課長

入札による売却は平成21年度から行っておりますもので、平成20年度までは処理という形で……。

○ 川村幸康委員

無償やったよね。

○ 伊藤生活環境課長

無償ではないです。当時、大谷斎場を委託している事業者に、処理費も込みで委託をしておるといふ状況でございました。

○ 川村幸康委員

あのとき、平成19年の北大谷を民間に指定管理しようかとしたときに、多分そんな議論もあったと覚えておるんやけどさ、あのときに墓地埋葬法ってあったわさ、埋法。それに中森さん言うようなことを含めると、触れるんと違うの。法違反になるん違うの。そんなことが答えられやんというの。墓地埋葬法にきちっとあるよね、管理の仕方。うたわれておるよね。うたわれていない。罰則まであらへんだかなあと思っとんねんけど。

○ 伊藤生活環境課長

残骨灰については、そこまでの決まりはございません。

○ 川村幸康委員

そうすると、法的に残骨灰については何もないということ。

○ 伊藤生活環境課長

そういう形になります。

○ 川村幸康委員

そうすると、今のやり方が適正ということなの。

○ 伊藤生活環境課長

正しいかどうかという点については、ただ、先ほど中森委員がおっしゃいましたように、最後まで確認をできていないという分については、市民の方の遺骨、最終的に残骨灰はどこに行ったかを確認がとれていないという点については、今後確認をしていきたいというふうには考えております。

○ 川村幸康委員

確認をしていきたいじゃなくて。法違反じゃない、決まりはないということ。別にどこに行っても、別に罰せられへんということ。

○ 伊藤生活環境課長

現行上は、そこまでの決まりはないです。

○ 川村幸康委員

そうすると、どこかへぼっと放ってきてもええということ。ごみを放るようなところへ放ってもええということかな。いやいや、聞きたいのはそこなんです。要は、海に散骨するとか山にとか、たくさん樹木葬とかいうの許可とってやっているやん、あれ。今な。それから見ると、それは、中森さんとのやりとりを聞いておると、役所だけはそんな別に縛られていないという言い方に聞こえたで、そんなことはないやろうと思ってさ。

○ 伊藤生活環境課長

お骨を適切に埋葬するというのがなければ、要は先ほどの、我々、北大谷霊園、市内の霊園でありますとか、いろんな民間さんの墓地であります、そういったところに埋葬する、もしくは散骨をされるというのは、もちろん墓地の区画の中に埋葬するという形になりますので、それについては当然オーケーというかよいわけなんですけど、先ほど、例え

ば全然違うところに置いちゃうという話になりますと、それは死体遺棄のほうになってきまして、それは刑法上に触れる話になる、法上触れる……。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

死体遺棄という形でなるというふうに、以前警察のほうに確認をとったことがございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、市民の、最後、遺骨の残骨灰残るわな、必ず。それをそういうことになんねやで、きちっと管理責任というか、そんなのはあんのやろうか、要は。法にうたってあるのではなく。北大谷斎場で火葬をして設定したら、それはきちっとせなあかんというのは、それ以前の問題としてあるわけやろう。埋葬法やそんなのにうたわれていないという話ではなくて。違うの。ほかの部分のほうから法的には違反やろ、多分。この間何かで海に捨てるもの、まとまって捨てられたら海も困るわな。個人がちょろちょろっとわからん程度に。わからん程度というか、する気持ちはわかるでさ、人間やで。どうなんですか、それ。

○ 伊藤生活環境課長

残骨灰そのものを納骨堂でありますとか、そういった墓地に合葬墓みたいな形で、みんなの骨が固まった上で埋葬されるということについては墓埋法上の中ですべき話になりまして、決められていないところに捨てるということは、違う法令上でまずいという形になるというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

だから、俺が考えるには、北大谷に持ってきたやつは市の責任においてきちっとそこまでせなあかんだということはあるんやろということを知りたいの。ないの、それは。いやいや、別に法違反じゃないで、中森さんが言うとおりに確認はせなあかんけど、その前に、そういうのあらへんの、行政的に。北大谷斎場で火葬してもろうて、残骨灰出るのも当た

り前やで、それをきちっとしておくというのは。何か聞いておると、言われたでそうやけど別に法には違反せんという話で、何か何となく、おお、そんなのけと思って。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

だから、すき間にあんのやろうけど、でも、残骨灰も北大谷に市民が捨ててもってやったら、やっぱり市がきちっと管理するというのはあるん違うかな。

○ 中村久雄委員長

答弁よろしいか。

○ 谷本生活環境課管理係長

火葬残骨灰の件なんですけれども、こちらの売却を行っておるんですが、仕様の中では適正に環境に配慮した形で、もともとは人骨になるものですので、宗教的感情に配慮して礼を失しない方法で処分することということで記載をさせていただいております、最後の処分については、最終供養地についてのご報告をいただくというようなことを仕様で定めております、その仕様に基づいてご報告をいただいている中で、現状は書面のみ審査になっております、先ほどご指摘いただきましたのは、現地を見に行くべきではないかというご指摘がありましたので、それについては適宜確認、豊橋ですので遠いところでもありませんので、見に行かせていただくことが可能であれば見に行かせていただくべきかなということは考えておりますけれども、仕様上ではそのように指示をさせていただいておりますので、信義に基づいてこの契約が履行されているものと、こちらとしては受け取っております。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 中森慎二委員

今の川村さんの話とちょっと関連して、だから、自治体によっては、この残骨灰を四日

市のほうに売却しているところもあれば、一切売却せずに埋葬しているところもあれば、いろいろありますやんか。だから、四日市が売却して、希少金属その中に含まれているので、これだけの入札して価値をつけて売却をしているわけですね、その処理業者さんに。だから、そこで希少金属が入っているので収益が上がってきていると。でも、そのことと残骨灰の最終的な処分についての、遺骨とは違う残骨灰と言われている、大量に出てくるわけね、どうしても。これの処理が、ちゃんと尊厳に基づくような処理がされている確認を最後までしていただくということを、証書にも今で言われるんなら入れてもらうとかね。現場確認もするとか、そういうことも必要じゃないかという話だと私は思っておるんですけど。よろしくお願いします。

#### ○ 中村久雄委員長

しっかり市として責任を持って、最後の確認をとれるようにしてくださいということですね。

それでは、次に行きましょうか。

もう一つ資料が出ています。吉崎海岸の除草・清掃業務委託の仕様書等々出ていますので、資料の説明をお願いいたします。簡単で結構ですけど。

#### ○ 市川環境保全課長

川村委員のほうから吉崎海岸の清掃業務委託の仕様書、また、実績についてという資料請求がございましたので、ご説明を申し上げます。

まず、お手元に配らせていただきました仕様書でございますけれども、この5番目の内容といたしまして、吉崎海岸の環境保全に努めるために、年2回程度の除草、また月1回程度の清掃、また、それにあわせまして、参加者を対象としての自然環境の保全に関する普及啓発のための講座を実施していただくこととすることをうたっております。

また、(2)に、参加者には、海浜植物の保護等に関する指導も徹底していただくと。

また、3番目には、広く市民等に参加を呼びかけて、より効果的にやっていただくということを委託してございます。

6番目に完了報告といたしまして、2点ございます。

事業の実施が確認できる写真、また参加した人数が確認できる書類というところで、2枚めくっていただきますと、完了報告書をつけてございます。1月から毎月除草・清掃作

業をしていただいておりますというところ、また、参加人数がトータル1500名弱ということで、ごみ袋が1140袋集まったというところで、その後に作業風景を実績報告書としてつけていただいておりますというところでございます。

資料の説明は以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

ありがとうございます、出していただいて。

一遍詳しく見てあれするけどさ、私の考え方、これがここをどうというんじゃないくて、ボランティアでもともとやっておったのに対して、行政が委託事業という形でかかわっていく行き方のスタイルがまずいなと思って。やってくれたでごみ袋出したり、ちょっとお茶と何か飲んでもらうとかは構へんのやけれども、委託事業というやり方でいくと、本来行政がやらなあかんのをあなたらに業務を委託するみたいな話は、市民協働の観点からいくとどうもなじまんと思うので、やっぱりそれはきちっとしてほしい。考え方をもう一遍洗い出してほしい、この1年間で。

それと、人件費って、これって1.08って、人件費の中にも消費税がつくのか。人件費は消費税つかへんやろう。あんたらでも消費税ついとんのか、人件費に。つかんやろう。だから、積算表含めてな、どういった形で使っとるのかもちょっとようわからんけど、これ。どれが内容的にいい悪いというのも、ぱっと見ただけでは。でも、多分、ボランティアでやっておった事業に対して行政が入ってくると、こういう形の支出名目しかないと思うんやわな、実体が。謝金とか、そういう形になると思うんやわ、講師の。それでも、これというボランティアやったのに講師の人が1万円もらったり3万円もらったりしてとかいう話の世界やもんで、やっぱりちょっと、行政がボランティアでやっておった事業に対してこういったことを仕様書結んで、積算表出してもろうて、完了報告書までやっていくやり方がええのかどうなのかさ。特に環境教育に関してな。それも意識啓発って北住さんが言うのであれば、意識啓発というのはもともと持っておったんやで、この人らは。そんなことせずしても。それに対して行政が肉づけしていくときにな、やっぱり本質的なものを変えてしまわへんかということが言いたいわけや。だから、一遍きちっとこれ、後で会派の人が聞いてくれって言うもんで出してもらったんやけど、見てまた予算委員会で何か申すことがあれば申しますわ。

以上です。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかの部分で予算一般に係るご質疑を。

○ 伊藤修一委員

吉崎海岸で出たごみはどこへ行くの。どうやって処理するの。流木とかごみとか書いてあるけど、除草とか。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

笑っとらんと早く。

○ 市川環境保全課長

四日市クリーンセンターで焼却をしていただいております。

○ 伊藤修一委員

そのときの手数料とか、そのときの処理料とか、そういう手間賃はここに入っておるわけ。

(発言する者あり)

○ 市川環境保全課長

輸送費と、持っていく車代とか人件費とか、処理費用はここに入っております。

○ 伊藤修一委員

そうすると、クリーンセンターのほうでお金を払っておるということやね。持って行って、その人たちはそれをお金を払って処分してもらっているという。クリーンセンターでお金を払っておるという。



○ 川村幸康委員

誰もわからんのか。総務部がわかるのと違う。

○ 北住環境部理事

申しわけございません、ちょっと確認させてください。お時間いただけますでしょうか。申しわけございません。

○ 伊藤修一委員

では、続けて。

そうしたら、クリーンセンターではいろんなごみを持ってくるんやけれども、市のかかわったごみって、市が直営で持っていったごみと、それから、そういう市民協働団体がかわったごみとか、それから、例えばいろんなそういうボランティアさんが持ってきたごみとか、いろんな市に持ってくるごみがあるわな。ごみにはそんな名前とか書いてないしわからへんし、けど、持ってきた人はわかっておるんやけど、その場合徴収とか、そういうふうなお金の取り方とか減免とか、そういうふうなことはどうなっておるんやろう。

○ 伊藤生活環境課長

済みません。まず、ちょっと今確認をしましたら、この吉崎海岸から出てくるごみについては料金をいただいております。そして、先ほどのいろんな事業者のごみという、業で行った場合に出るごみはどうなのかという分については、手数料をいただいております。トン当たりで申し上げますと1万6400円という形で、10kg単位で164円という形でいただいております。

○ 伊藤修一委員

一般廃棄物の一般事業者というのはそういうことの決まりがあるんやと思うね。だから、その吉崎海岸からは市の用事で結局運んで行って、それで、市の、クリーンセンターへ持って行って、もうそれも結局市がお金を払って、市のクリーンセンターへ持って行って、それを一般のお金で結局また徴収しておるわけやわな、市が。そうすると、お金がくるくる回っておる。

結局、それは、だから、無駄遣いとは言わんけれども、もうその市の業務で、自分らが委託でお金を払っておるやつを、結局そのお金をまたこっちで、クリーンセンターで回収しとんのやで。それは、だから、二度手間って言ったら二度手間って言うし、逆に言えば、そういうふうな市の業務でやっておるやつのお金は減免とか、もうはっきりそういう市民協働とかボランティアでやっておるものについては受け入れるとか、そういうふうな考え方はないの。

#### ○ 伊藤生活環境課長

ボランティアの方でありますとか、業でありますとか、いろいろなパターンがあるかとは思いますが、まず廃棄物法上、反復してそういった行為を行われる方につきましては、その業に対して有料、無料関係なしに許可が要りますとか、そういった手数料をいただく形になっております。ですので、先ほどの吉崎海岸を清掃してみえる方につきましては当然いただく形になりますし、それ以外の、例えばボランティアさんが何かのごみを運んだり、そういった形につきましては、当然、廃掃法上の許可も要りますけれども、ごみ処理手数料としては頂戴する形になるというふうに考えております。

#### ○ 伊藤修一委員

だから、市の業務でやっておるやつも市がお金を払って、その分市が払ったお金でまた徴収しとんのやで、もう全てに対して減免規定はないという、そういう考え方でええの。

#### ○ 伊藤生活環境課長

減免規定は設けてありませんし、あと、総計予算主義的な考え方からすると、要は歳出で出すものは出す、歳入として入れるものは入れるというふうな考え方からすると、これについて減免というのはなじまないんじゃないかなというふうに考えております。

#### ○ 伊藤修一委員

だから、市民協働とって、結局市民の人にいろんな意味で市の業務を委託したり、それから市の業務として仕事をかわりにやってもらうとか、ある意味で言えば、環境もあれば福祉もあるし、そういう業務であってもお金はいただくという考え方なのかということを書いておるわけ。

それで、結局その市民協働という考え方で話を進めていくんやったら、当然市のかわりに業務をしてもらっている部分については何らかの、やっぱりそういうふうな、げたを履かすという言い方はおかしいけれども、そういうふうなインセンティブな活動をしてもらっている方に対価を払うとか、そういうふうなところは市全体で考えるべきじゃないかなとは思いうんやけれども、その辺はどうなの。

#### ○ 伊藤生活環境課長

まず、廃掃法上の、私どもが所管する法律上の概念からすると、そういったことを反復してやる方、ものをされる方についての減免というのは非常に考えにくい部分だというふうに考えております。

ただ、伊藤委員がおっしゃられるように市全体としてどうなのかという分については、我々の所管する法律上はこうだけれども、違う部署であってはまた違う考え方があるのかなというふうには思いますが、ただ、他の部署の所管する部分について、私のほうから申し上げるのはちょっと僭越な部分があるのかなと思っております。

#### ○ 伊藤修一委員

参考までに、なりわいとしてやっておるわけではなくて、ボランティアさん。ボランティアさんもいろいろあるもんで、結局、個人の人や市民の人が持っていくと、市民としての金額と、それから事業者としての金額とか、それからいろんなときにごみの処理を持っていく、引越しごみなり火事のごみとかいろんな持ち込みとか、いろいろあると思うのね。そういう場合に、やっぱり例外とか減免とか、市民としての扱いをされている部分というのはあると違います。差をつけておる部分というのは。

#### ○ 伊藤生活環境課長

そういう場合でいいますと、例えば火災で家が丸々1軒焼けた場合、かなりの量の火災ごみといいますか、ごみが発生します。それについては当然減免申請を、ごみ処理手数料については免除をさせていただいておりますが、有償、無償関係なしに、反復的にそういう活動を行うという方につきましては、ごみ処理手数料を減免するというのは非常に難しいというふうに考えております。

## ○ 伊藤修一委員

火事でも大量のごみが出たもので、業者さんに頼んで持って行ってもらうとか、結局そういうなりわいにしておる人、個人で運べやへんもので。そういう場合は、いわゆる減免とか、そういうふうなことはできるという意味。そういうのでいいんですね。

## ○ 伊藤生活環境課長

火災で発生したようなごみについては、ごみの処理料については無料というふうにさせていただいておりますが、ただ、運搬するお金は罹災された方が、その業者さんに支払っていただくという形になろうかと思えます。

## ○ 伊藤修一委員

運搬の話じゃなくて持ち込み料の処分代の話なんやけど、火事の場合はそういう業者さんに委託しても、やっぱり個人が依頼したんやで、そういうふうなことは一応減免の対象にはなるという。だから、逆に言えば、個人が自分のところの、結局庭木の処分なり、それから大量の引っ越しごみとか、そういうのを委託するのに、どうしてもそういうふうな業者さんに頼めないというか、そういうふうな費用が発生するためにできなくて、そういうボランティアさんをお願いしようと。そういう部分では、環境部としては一切かかわることはないという。そういうことでいいんだよね。

## ○ 伊藤生活環境課長

現行上は、減免というのは非常に考えにくい話というふうに認識しております。

## ○ 伊藤修一委員

これ以上もう言っても一緒やけれども、さっき言った、市全体としてどう考えていくかという部分については、やっぱりそういう協議をする場というのがないとあかんと思うのよね。それは誰から話を持っていくかとか、誰から声をかけてもらうかという順番があるかもわからんけれども、現実にはそういうふうな環境部の、結局受け入れについてのかかわりはあるわけやで、ぜひ環境部のほうからいろんな、そういう全庁的な問題点はないか、課題の見直しはできやんか、そういう部分をぜひ、そういう話し合いをする場を早急に持ってもらいたいかなと思うんやけど、その辺はどうです。

○ 中村久雄委員長

部長、いかがですか。

○ 川北環境部長

環境部長、川北でございます。

そのあたりに関連して、伊藤委員のほうから代表質問のほうでもご質問いただき、市長のほうからも答弁させていただいたというふうに考えております。

今、環境部の考えというのは、課長が申しあげたことがベースになるわけでございますが、いろんな事柄といいますか、いろんな政策と申しますか、それがどんどんどんどん新しくなってくるものがたくさん出てくると。そういった中で、当然環境部といたしましても、全く無関心といいますか、関係なしにはおれやんわけでございますので、そのあたりについてどういったかわりができるのかということは常に考えていかなければならないことかなというふうに考えておるところでございます。

そういった中で、うちのほうからというか、うちのほうも積極的になって、例えば福祉であったり、市民協働であったりといったところについて声かけをしてまいりたいというふうに考えておりますので、なかなか解決できない問題もあろうかと思えます。正直申し上げて。ただ、常日ごろから、解決できないとしても議論だけは闘わせておきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

もうこれぐらいにしておきますけど、やっぱり法があつての行政、コンプライアンスはよくわかるけれども、やっぱりそれをいろんな時代に、片方ではこういうふうなことをお願いしますというふうに、行政から市民協働という言葉を使って依頼されたボランティア団体もあるわけで、じゃ、環境部は、そのボランティア団体にお金を払って、またお金を回収しておるといふ。そういうことも結局、それも当然と言ったら当然かわかんけれども、逆にもうきちっと制度をつくってしまえば、いわゆる減免なら減免なりの規定をつくってしまえば、わざわざそういう吉崎の人たちに処理料まで委託費に乗せることも必要なのかどうなのかということも、考えの中に出てくるかもわからんので、ぜひそういう部分

では、福祉や環境、市民協働、その全庁的な立場で、早期に一回協議してもらおう場を持ってください。要望で結構です。

## ○ 樋口龍馬委員

関連して。

今、ちょっと四日市のホームページ上にあるところの吉崎海岸と貴重な動植物というところのページを見させてもらっているんですけど、ここの一番最後、3、貴重な動植物のためにできることという項目が用意されていて、その中で、「注」と注意書きがあるんですね。本市では吉崎海岸の環境保全のため毎月第1日曜日8時から9時までボランティアによる除草・清掃活動を実施しています、皆さんのご参加をお待ちしていますというふうに、ここまで市の広報でも上げていただいているので、今伊藤委員の言われたことというのはしっかり受けとめていただきたいというのを重ねてお願いをしたいのと、観光のコンテンツとしても上げてもらっているので、環境部として整備をかけてもらうことも大切な視点だと思うんですけども、先ほど休憩の前にお願いをした部分で、県や国と連携がとれないかということも含めて、それだけではなくて、全庁的な話で観光の資源として使っていくということなのであれば、そういった投下の仕方も、環境保全という形だけで環境部だけの事業でいくのか、観光・シティプロモーションとこの先組んでいくのかということは、しっかりと庁内調整を図っていただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

## ○ 市川環境保全課長

今ご意見いただきましたように、四日市スタイルにも吉崎海岸の写真も掲載させていただいていますし、全国からさまざまな皆さんがお見えになったときも、四日市スタイルを見せて、これだけ希少な植物も生育しておるんだというのを啓発もさせていただいておりますので、市庁内の連携もより深めて、情報を共有化してまいりたいというふうに考えてございます。

## ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。じゃ、よろしくお願いいたします。

ほかの項目で、皆さんよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、質疑をこれにて終結いたします。

では、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしと確認させていただきました。

別に討論もないようですので、これより分科会としての採決を行ってよろしいか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議もないため、簡易表決より行います。

議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2項清掃費、第2条債務負担行為（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

確認ですけれども、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様から提案ございましたら、ご発言願います。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

わかりました。

委員長報告ということでご意見いただきましたので、対応させていただきたいと思いません。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

以上で、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算に係る環境部所管部分の審査は終了となります。

それでは、次に補正予算の審査に移ります。

議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

第3条 債務負担行為の補正

○ 中村久雄委員長

ここからは、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）に係る環境部所管部分の審査を行ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

よろしくをお願いいたします。



コンテンツ一覧から、06予算常任委員会、10平成30年2月定例会議会補正予算資料（部局別）の12環境部をお開きください。

5分の3ページをお開きください。吉崎海岸保全事業費についてでございます。

平成30年度に整備を予定しております観察路につきまして、測量及び設計に係る経費といたしまして、当初予算額1300万円を計上してございましたが、実績額が当初見込みを下回ったため、862万5000円の減額補正を行うものでございます。

私からは以上でございます。

## ○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤です。

続きまして、同じく5分の3ページ、2段目にありますが、朝明広域衛生組合負担金でございます。

当初予算2億7734万円でありましたが、組合のほうから負担金の減額の通知がありましたもので、1188万7000円の減額を行うものでございます。

続きまして、そのすぐ下、し尿収集運搬事業費でございますが、元事業といたしまして2億9835万4000円ございましたが、このうち委託料の中で予定価格と契約金額に差額が生じたもので、440万を減額するものでございます。

続きまして、めくっていただきまして5分の4ページ、清掃工場管理運営費でございますが、これにつきましては申しわけございません、もう一ページめくっていただきまして、5分の5ページをまず見ていただけますでしょうか。

この中で、この補正予算におきまして、今年度ごみ焼却量がふえました関係で、2130万円の委託経費の増及び、（2）でいわゆる溶融飛灰の処理量、これももちろんごみの焼却量がふえたことによって、その処理費が2750万円ほど増額という形をお願いをしております。補正予算額につきましては4880万円、その他特財ということでごみの発電の電力売却収入のほうで全額賄わせていただきたいというふうに考えております。

戻っていただきまして、5分の4ページでございますが、埋立処分場の管理運営費でございますが、案件としましては三つございまして、役務費、委託料、公有財産購入費ということで減額のほうをさせていただいております。当初予算が1億1437万5000円ございましたが、公有財産ということで、地権者の事情により年度内に用地取得ができなくなりましたもので、公有財産に関連する経費の減額を行うとともに、除草などの場内作業に係

る委託経費が当初見込みを下回りましたもので、その分トータルで476万6000円の減額を行うものでございます。

続きまして、埋立処分場の環境整備事業費及びその中に小山2号線の道路改良工事ということで債務負担行為がございまして、それをあわせてご説明申し上げます。

まず、補正といたしましては、事業費の中で当初6450万円をお認めいただいておりますが、この小山2号線の道路改良工事、入札が不調となりましたもので、当初9月中旬ぐらいに入札を行い、その後、濁水期に工事を行う予定でございましたが、入札が不調となりましたもので約2カ月弱おくれまして、その分工事着工が当然おくれたということで、本年度予算を913万円減額し、その分、あわせまして、債務負担行為の限度額を913万円増額したいというふうにする補正でございます。

説明については以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

#### ○ 中森慎二委員

5分の5ページの清掃工場管理運営費の中で、考え方だけ教えてほしいのですが、ごみ量がふえたので、さまざまなものがふえましたよということはわかりました。

あと、3の補正予算額の歳入は、特定財源がごみ発電電力売却収入4880万円で賄いますという考え方は、ごみ量がふえたことにより発電量もふえたので、そのお金で処理しますという考え方なんですか。

#### ○ 伊藤生活環境課長

発電量がふえた分で補正額を補正したというものでは当然ありませんでして、ごみ量がふえたために、当然ごみを焼く量がふえるとその分ごみの発電量もふえるという形で、この財源としましては4880万円をお願いしておるところですが、ごみの売却収入だけで申し上げますと、予算要求としまして5300万円ほどお願いしておるところでございまして、その差額といいますか、差分は他のところに財源が当たっているのかなというふうにご説明

おります。

○ 中森慎二委員

わからんな。さっぱりわからん説明や。

年間の売電金額料って5億円ぐらいじゃなかった。

○ 伊藤生活環境課長

もとは4億8000万円ほど、5億円弱です。それに……。

○ 中森慎二委員

だから、そのベースを考えていた売電での総額売却料、売却金額よりもごみ量がふえたので、ごみ発電量がアワーとしてふえたから、この4880万円はごみ量がふえたことによって売電量がふえたから、それを充てるという考え方なのかって聞いているの。

○ 伊藤生活環境課長

そのとおりでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、総年間の売却料は5億5000万円ぐらいになるということですね。

○ 伊藤生活環境課長

5億3000万円ほどになります。

○ 中森慎二委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

ほか、ご質疑。よろしいです。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、質疑を終結いたします。  
これより討論に移りたいと思います。  
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行ってよろしいか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、討論もないために、簡易表決より行います。  
議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第3条債務負担行為の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。  
確認します。全体会に送るべき事項がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、第3条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

以上で、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）に係る環境部所管部分の審査は終了となります。

次は、都市・環境常任委員会の付託されている2議案についての審査に移りますので、理事者入れかえ等、また休憩をとりたいと思います。

13：58 休憩

---

14：05 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、時間になりました。審議を再開いたしたいと思います。

議案第96号 四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部改正について

議案第97号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○ 中村久雄委員長

それでは、ここからは、議案第96号四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部改正について、議案第97号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についての審査を行ってまいります。

追加資料、ありますか。追加資料の説明からお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

資料をご説明申し上げます。

コンテンツ一覧の中の05都市・環境常任委員会、12平成30年2月定例会議会、03環境部追加資料をお開きください。

14分の14ページでございます。汚染土壌処理業についてご説明を申し上げます。

汚染土壌の処理を事業として行おうとする事業者につきましては、土壌汚染対策法に基づきまして、処理施設の許可を受ける必要がございます。その対象施設といたしましては、ここにお示しをいたしております浄化施設など四つの施設が対象になってございますが、これまでに四日市市内で許可の申請があった施設はございません。

施設の種類ごとにご説明をいたしますと、浄化等の処理施設では、汚染土壌を薬剤などで浄化したり、熱を加えることにより溶融または不溶化を行うための施設でございます。また、セメント製造施設につきましては、汚染土壌を原材料として利用して、セメントを製造するための施設でございます。また、埋立処理施設では、汚染土壌を埋め立てることによりまして、処理をするための施設となっております。分別等処理施設では、汚染土壌から岩石やコンクリートくずなどを分別した後、汚染土壌の含水率を調整する施設でございます。

これら施設を設置する場合には本市への許可が必要となってまいりますが、これまでは汚染土壌処理業の許可を受けた事業者が事業の譲渡や譲受、そして合併や分割を行う場合や、事業を相続する場合の規定が法整備されていなかったことから、今回の土対法の改正により整備されたということになりました。

これによりまして、本市におきましても四日市市土壌汚染対策法関係手数料条例を改正いたしまして、事業の譲渡等に必要の手数料を12万円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより、委員の皆様から質疑のほうをお受けいたします。

ご質疑ございましたら。

## ○ 川村幸康委員

要は、実際に影響があるのは手数料12万円を取ることなのか、それとも、これを

機に、不適切な処理施設やそういったところもある程度チェックをしていくということなのか、どういうことなの。

#### ○ 市川環境保全課長

現時点において四日市市内には許可施設はございませんが、汚染土壌を処理する施設をまずつくる場合には、私どもとして、まず申請の手続が必要となってございます。それに関しましては、別途手数料条例で24万円私どもが受けることになってございます。その申請を受けた事業者が、今度相続とか譲渡とかしていく場合に、今までは制度がなかったんですけれども、今回土対法に基づいて、例えば処理施設業の使用者がかわったとしての手数料を今回新たに追加するということになってございますので、もちろん12万円の手数料で新たに私どもが現場へ行って適正に事業を行っていけるのかどうなのかというのを、この手数料の12万円の中で審査をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○ 川村幸康委員

そうすると、私、勘違いしておったわ。例えば桜のミルクロード沿いにある業者さんとかは、あんなのは埋立処理施設と違うの。ああいうのは産廃施設なの。また違うわけ。それから、例えばセメント製造施設でセメントを扱っておる会社、ようけあるやんか。それは全然違うの。どういうものなの、そうすると。ここらで言うと、どこにあるの。

#### ○ 市川環境保全課長

あくまでも汚染土壌を処理する事業者でございまして、セメントを製造するとか、産業廃棄物を埋め立てる事業者とは全く別でございまして。三重県には今二つありまして、伊賀上野にある事業者が施設許可を持っておるというところになってございまして、それ以外には県内にはございません。

#### ○ 川村幸康委員

例えば東芝のところにあったフェロシルトとか土壌があったやん。ああいうのを処理したり何かしておったわね、取って。ああいうのは、そこの業者にやってもらっておったということ。

○ 市川環境保全課長

この四つの、一つは産業廃棄物として汚染土壌を処理する事業者もごさいます。また、リサイクルして汚染土壌を再度有効に、例えば建築機材とか、そのように使う事業者もごさいますので、濃度とか用途によっても変わりますけれども、フェロシルトの場合では、恐らく処理ではなくって埋め立てのほうに、産業廃棄物の埋立処分のほうに持っていったというふうに理解してごさいます。

○ 中村久雄委員長

ほかにご質疑。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしと声をいただきました。

それでは、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

ご異議もないため、簡易採決より行います。

議案については1議案ずつ採決いたします。

議案第96号四日市市土壌汚染対策法関係手数料条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、議案第96号は可決することと決しました。



〔以上の経過により、議案第96号 四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 中村久雄委員長

続いて、議案第97号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

異議なしと認め、本件を採決することに決しました。

〔以上の経過により、議案第97号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 中村久雄委員長

以上で、議案第96号四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部改正について及び議案第97号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についての審議は終了となります。お疲れさまです。

14 : 12 休憩

---

14 : 47 再開

○ 中村久雄委員長

最後に、平成29年度第3回四日市市環境保全審議会が開催されたということであります。都市・環境常任委員会所管事務調査として、環境部より説明を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いします。

## ○ 市川環境保全課長

よろしくお願いたします。

コンテンツの05都市・環境常任委員会、12の平成30年2月定例月議会、07環境部（所管事務調査資料）をお開きください。

195分の2ページをお開きください。

平成29年度第3回の四日市市環境保全審議会の審議内容について、ご説明を申し上げます。

平成30年2月9日に、第3回の環保審を開催いたしました。主な議題についてでございますが、協議会でもご協議いただきました四日市市環境計画の見直し、そして（仮称）四日市市太陽光発電設置ガイドラインにつきまして、パブリックコメントの主な内容をご説明し、それぞれの内容についてご審議いただきました。

審議内容についてでございますが、まず、環境計画についてでございます。

195分の138ページから139ページには質疑の内容を添付させていただいておりますが、環境計画の中での太陽光発電の位置づけや、四日市クリーンセンターのCO<sub>2</sub>排出量の増加などについての質問、そしてSDGsの考え方は、今後政策を進めていく上で非常に重要であるということなど、さまざまな意見をいただいております。

また、太陽光発電ガイドラインの質疑につきましては、195分の187ページから191ページに添付をさせていただいておりますが、環境保全協定を締結する対象の範囲についての質問や、地域住民とのコミュニケーションの範囲、そして不適正事案への対応について、また事業概要書の内容、環境保全協定をもっと目立つようにするべきだなどの意見をいただいております、一部ガイドラインに反映をさせていただいたというところでございます。

最後に、その他の事項で四日市足見川ソーラー事業に係る三重県知事意見が、ことしの1月18日に四日市市長宛てにも送付されましたので、195分の193ページから195ページに、その知事意見の内容を添付させていただいております、審議会の中でも紹介をさせていただいたというところでございます。

以上で第3回の環境保全審議会の審議内容についてのご説明を終わります。

## ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

## ○ 中森慎二委員

足見川の知事意見に関してなんですが、195分の193、これの大きな3番のところで、絶滅危惧種の生息を考えて、東エリア全体を改変せずに残すべきであると。また、西エリアにおいても、高効率パネルの設置によって改変面積を極力小さくすること等により、可能な限り森林を残すことという知事意見なんですが、これの開発業者さんの担うべきものというのは、どう理解したらいいんですかね。残さないって言ったらどうなるんですか、これ。

## ○ 市川環境保全課長

195分の193ページの総括的事項の1番の4行目に、環境保全の観点から事業計画をつくり上げていくことを目的とした制度であり、事業実施の可否を判断する制度ではないというふうに前文でうたっております。また、195分の195には、生態系というところで、まさしくサシバに関しての文言なんですけれども、サシバの保護の進め方というのが環境省で定められておるということと、(1)の一番最後に、東エリア全体の残置の可能性を追求することというふうにもうたっておりますので、必ず東エリア全体を改変するというのではなくって、そのような文言もうたわれていますので、そのあたりを事業者が今後どのように判断するのかなというところかと私どもは思っております。

## ○ 中森慎二委員

知事が言うてみただけのこと。それだけの話やね、結局。何の強制力もないし、指導性もなければ。言ったので、言われたので、気があったらやってみようかというぐらいの話の感覚だよ。そういう理解でいいわけでしょう、違うの。違うなら違うで、はっきり教えてほしいんやけどさ。

## ○ 市川環境保全課長

県が知事意見を出す際にも、四日市市と同様、県の環境保全審議会というところで審議をしていただいております。その審議会の中で、この総括的意見の1の7、6行目に、三重県環境影響評価委員会の審議過程においては、事業自体を実施すべきではない、安易に本事業の実施を認めることは今後の環境アセスメントに禍根を残す等、複数の意見が極め

で強い意見が出されたというような意見もございますので、そのような環境評価委員会の意見を踏まえて知事意見が出されたものだろうというふうに私どもは理解してございます。

○ 中森慎二委員

だけど、その知事意見、県の環境影響評価委員会の厳しい意見が強かったからこういうふうに入れたけど、実効性はないよということを言いながらまとめたということやね。そういうことも、県の環境評価委員の人たちはわかっているという認識でええわけですね。

○ 市川環境保全課長

実際、そのところまでは県には確認してございませんが、もちろん環境アセスメントの制度を理解していただいた上で審議をいただいておりますというふうに私どもは理解しておりますので、委員がおっしゃったように、そのようなことだというふうに私どもは理解してございます。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ほかは、ご意見。

○ 樋口龍馬委員

これは委員意見の中で、国連の開発目標の話がちょろっと出てくるんですけど、計画の中ではSDGsという名称では出てきていないんですよ。195分の16の中には国連の部分が出てくるんですけども、国連環境計画からとか、その前段の部分でも、若干2030年までのという話は出てくるんですが、国連の計画に明確にコミットするというのはどこかに記されているんですかね。ちょっと僕がよう探し切らんかったもので、教えてください。

○ 市川環境保全課長

SDGsの考え方というのは、2015年に国連が開催されて、日本も、世界の各国がそれに同意して進んでおるということでございますので、そのような取り組み、17項目が今、例えば貧困とかいうのも含めまして制定されておる、人権も含めてそうなんですけれども、

メニューとしてございますけれども、環境計画の中には、今そのような文言はございませんので、やはりそのような考え方というの、今後は視野に入れて考えていくべきだろうという意見が審議会の中であったということでございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

四日市も国連から表彰されている時代もあるわけで、そういうところはやっぱり大事にしていたほうがいいのかなどというふうな。そうじゃないと、やっぱり環境技術移転という話だって、今ちょっと、世界から見ると余り四日市、四日市と言ってもらえなくなっている中でどうやって環境技術移転を進めていくんだとかというところにも視点を当てていくのであれば、この計画の中に、SDGsについて触れられていてもいいのかなどというふうな自分も感じたもので意見させていただいたんですが、どこかに出てきているんですかね。

#### ○ 市川環境保全課長

195分の24ページをお開きください。

2の環境の現状と課題の(1)の日本や世界の状況というところの9行目から、一方、近年の世界の動きとしては、平成27年に国連本部で開催された国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(SDGs)を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダが採決され云々というふうな、やはりこの考え方が採決されたものと、現状の課題の中に盛り込まさせていただいておるというところでございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

よくわかってきましたので、環境の計画を定めていくということについて全然あかんなと思っているわけではないので、ただ、変えたらやっぱり即していかなきゃいけないので、そこはどういう運動を実施していったら、どういうことが、じゃ、四日市がSDGsの取り組みとしてできるんだというところにも視点を当ててやってもらおうと、四日市だけの環境課題でカウンターばかり当てていったのでは、なかなかトピックとして取り上げられにくいと思うんですよね。そこをぐっと目線を変えて取り組んでみたら、議会改革度ランキングナンバーワンだって、そのアンケートのことを多少見ながらやれば、一定数字

が上がってくるのと一緒に、SDGsみたいなものにも的を絞ってやらせてもらえば、世界から見た四日市の環境への取り組みというのも、独自の取り組み、独自の取り組みというのは聞こえはいいんですけど、評価をするのは周辺じゃないですか。もちろん四日市の環境をよりよくしていく、改善していくということは大切なことなんですけど、外が指標を定めていて、その指標自身にコミットメントを持てるよということなのであれば、その取り組みの一環としての環境運動、環境対策、環境改善ということをしてみたらどうかなというふうに感じると思いますので、意見とさせていただきます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

以上で環境部所管事項は全て終了となります。お疲れさまでした。また次、しっかりと取り組みをお願いします。

それでは、委員の皆様、本日はこの程度とさせていただきます。あす10時から、都市整備部より行いたいと思います。お疲れさまでした。

14:59 閉議